

「明白なる天命」とウイルモット条項

マニフェスト・デスティニー

—南北戦争への序曲

“Manifest Destiny” and the Wilmot Proviso

— A Prelude to the Civil War

山 口 房 司

(一) はじめに

1848年2月、従来から強力に南部^{サザン・ライツ}権益と南部団結を呼びかけてきたサウスカロライナの有力紙マーキュリーは、南部政治指導者はホイッグ党员たると民主党員たるとを問わず「すべての小さな怨恨を忘れ、過去の想い出を埋葬し……南部の利益を擁護するために……固くそして真に団結する」べきであると主張した。マーキュリー紙の主筆にとってこのような超党派での地域団結提唱は、今に始まったことではなかった。またすでに明らかにしたごとく、西部との提携の夢が霧散することを感じとったカルフーンは、北部の反奴隷制感情の高揚とともに南部がそれによって脅やかされていることを南部同胞に警告していた。彼こそ南部人は今やすべての政党間相違を忘れさり、南部セクションを守るため団結すべしと、セクショナル・ブロック形成を示唆した最初の人物の一人であった。しかしマーキュリー紙やカルフーンの主張は1840年代中期のアメリカ政治の質とは大きく反するものであった。当時の政治においては、地域ブロックの形成は政党ラインによる政治運営ほど人々には好感されていなかったからである。

一方、同一時期北部においても同じような地域ブロック形成運動が開始されようとしていた。1830年代末以来、いくつかの北部グループ、特にバーニー^{リバイバーチイ}（James G. Birney）らを中心とした自由党が南部権力抑圧の意図をもって北部の政治的団結を要求していた。これらの北部人たちは1840年および1844年

の大統領選挙にセクショナルな候補者をたてたが、これまた南部での地域ブロック形成運動が報われなかったのと同じく、ほとんどの支持を得ることができなかった。すなわち2つの大統領選挙で自由党が得た票数は1840年6,225票、総投票の0.003%、1844年の得票は61,999票、投票総数の2.4%を占めたにすぎなかった。

② 南北双方のセクションのスポークスマンが右にみたごとく成功を収めること少ないにもかかわらず、たえずセクション内の統一を訴えつづけたことは、潜在的に極めて重要な政治問題の存在と政治運動の高まる傾向があったことを示している。しからばセクショナル・ブロック形成を促がす極めて重要な政治問題とは何か——それは1846年のはじめて登場し廃棄されながら、以後の諸国会に常に現われつづけたウイルモット^{プロヴァイソ}附帯条項によって顕在化されたテリトリーにおける奴隷制問題である。

1846年ウイルモット条項の提起から1860年までの15年間、テリトリーにおける奴隷制論争、それによってひきおこされた様々の憲法論議ほど政治抗争の場で重要な役割を果たした時期は、アメリカ史上ほかにみられない。多種多様な憲法論とそのスローガンは、ひんぱんに政治家の演説、新聞論調、一般の人々の口にされ表現されたため、それはまさに「モーゼの十戒のごとく人口に膾炙された」のである。

③ ウイルモット条項は奴隷制問題を、従来の州レベルの問題から全国的なそれへと変化させた点で特に重要である。奴隷制問題の他の側面は連邦政治の舞台から排除することが可能であり、（南部内に）局地化することもできた。しかし合衆国の拡大を全国民が望みながら、他方でその拡大によって得られる新しいテリトリーに奴隷制が拡がりうるか否かの問題が提起された時、この問題は全国的な政治論争点となることを避けえず、従来の奴隷制問題局地化の慣行は霧消したのである。「明白なる天命」は、このような形で合衆国全人民に逆流してきた。

アメリカ史上最大の憲法論争を惹起し、セクショナル・ブロック形成論者に格好の刺激剤を与えたウイルモット条項とは何か。1846年8月8日、ペンシルヴァニア州選出でポーク政権のかつては熱烈な支持者であったウイルモット下

院議員（David Wilmot）は、自ら起草した附帯条項を合衆国下院に提案した。それに言う、メキシコとの平和条約締結を目前に、メキシコから合衆国が獲得するであろうテリトリーに関し、その獲得および「両国間で交渉される条約のために政府によってここに予算化された金銭の使用」に対する「特別かつ基本的な条件として……適正に犯罪の当事者と決せられる以外には、そのテリトリー内のいかなる地においても、奴隷制も強制労働も存在せしめてはならない」。それはメキシコ戦争の結果、合衆国に新たな領土が附加される形勢の下でポーク政権がメキシコとの平和交渉、ことに国境線設定の解決を早めるため相手方のサンタ・アナに挺子入れする目的をもって要求した200万ドルの特別予算案に附された条項であった。この一見、何の変哲もない文言は法文的には先例もあり大きな論争をひきおこすようにはみえなかった。

しかし事實はそれが「アメリカ史におけるいくつかの事件の中で、地域間論争と内戦へ不可避的に導いていった道程の出発点を1つだけ摘出せよとならば、それはウイルモット条項の提案である」とまで評価される大事件のスタートであった。それはまた同時に民主党内の南北分裂、北部党员と西部党员の提携、即ちようやく視認されはじめた各地域間の提携と離反を加速させた法案の誕生であった。

なぜにそれが地域間対立を深めるのに貢献したか、提案の背景、全セクションの人民に強くアピールし、それが内戦への序曲を奏でるに至った経緯をさぐるのが本稿の目的である。

（註）

- ① 拙稿「ジョン・C・カルフーン——“競合的多数”への道」文化史学第27号（昭和46年）参照。
- ② Joel H. Silbey, *The Shrine of Party. Congressional Voting Behavior, 1841—1852* (1967), pp. 98—99, 255 note 7.
- ③ Arthur Bestor, “State Sovereignty and Slavery. A Re-interpretation of Proslavery Constitutional Doctrine, 1846—1860,” *Journal of the Illinois State Historical Society*, LIV (1961), p. 117; do., “The American Civil War as a Constitutional Crisis,” *American Historical Review*, LXIX

「明白なる天命」とウイルモット条項—南北戦争への序曲（山口）

(1964), p. 327; Allan Nevins, "The Constitution, Slavery, and the Territories," *The Gaspar G. Bacon Lectures on the Constitution of the United States, 1940—1950* (1953), p. 97.

- ④ 提案の動機や起草者の特定、たとえばそれはヴァン・ビューレン派民主党員オハイオ州のプリンカーホフ (Jacob Brinkerhoff) によるとする説などについては次を参照。Richard R. Stenberg, "The Motivation of the Wilmot Proviso," *Mississippi Valley Historical Review*, XVIII (1931), pp. 535—548; Eric Foner, "The Wilmot Proviso Revisited," *Journal of American History*, LVI (1969), pp. 262—279.
- ⑤ Ibid., p. 262.
- ⑥ Chaplain W. Morrison, *Democratic Politics and Sectionalism. The Wilmot Controversy* (1967), pp. 3—20; Clark E. Persinger, "The 'Bargain of 1844' as the Origin of the Wilmot Proviso," *Annual Report of the American Historical Association for the Year 1911*, 2vols., I (1913), pp. 189—195.

(二) 特異な奴隷制論争

アメリカ・ナショナリズムの初期の興隆期におけるクライマックスは、第1図が示すごとく合衆国を両大洋にまたがる大陸横断国家に成長させた条約によって象徴されるとすれば、合衆国を一時的にせよ倒壊させたセクショナリズムの尖鋭化は、右の条約締結と同年に提出され、決して成文化されることのなかった特別予算案への一附帯条項^{フロヴァイツ}によって象徴される。このナショナリズムとセクショナリズムの奇妙なオーヴァラップと相互運動とを顕在化させたものこそウイルモット条項であり、それは地域間闘争の幕をあげ、以後内戦に至る15年間、合衆国を奴隷制論争で奔命させ、しかも内戦そのものにも独特の性格を与えたのである。

賛否双方に分れた激しい感情と道徳感とが奴隷制の存在そのものによってかきたてられた。強力な経済的利益が同制度の運命に絡んで存在した。セクション間の意見の相違は確かに激しいものだったが、それにもかかわらずそれだけ

第1図 合衆国の西方拡大



David M. Potter, *Division and the Stresses of Reunion, 1845—1876* (1973), p. 29.

ではこの歴史的に発生した諸事件の特別な形質を十分に説明できない。なぜなら奴隷制をめぐる紛争は確かに危機につながりうるとしても、それは単なる法律による奴隷解放から、流血を伴う奴隷叛乱におよぶ広汎で異なった結果へと導きうるものであり、事実、英領西印度諸島では前者が、ハイチでは後者がおこったことが想起されるからである。この両者とは対称的に、合衆国での諸事件は全く複雑なコースを辿った。危機は奴隷制そのものをめぐるのではなく、それがテリトリーに拡大すべきか否かをめぐる15年間の論争で始まったのである。

内戦史研究者にとっては、ウイilmott条項が噴出させた奴隷制論争、換言すれば合衆国の奴隷制論争がなぜに他の諸国でのそれとは異った形質をとったか、に答える準備が第一に要求されねばならない。そのために次のような一応の整理が不可避である。

合衆国の奴隷制論争は、その他の諸問題と切りはなしては内戦へと至った諸事件がなぜに複雑なコースを辿ったかの説明を単独では十全になしえない。他

方、これら諸事件の発生と形相を説明するのに他の諸要因が加えられ扱われねばならぬとしても、これらの諸要因は奴隷制の諸側面の考察と切りはなしてはなぜに緊張が戦争勃発にまで高まったかの究明の糸口さえもちえない。約言すれば、この19世紀半ばのアメリカの危機がとった画期たる形を説明しうる単一のファクターはないということ——当時の人々は同時に様々の問題を論じ、そのような様々の問題をめぐる闘争の一つ一つが他の闘争を強める傾きをもっただけでなく複雑化させたこと、即ち19世紀中期におこった連邦の危機は相互作用の所産であったといえる。しかしこれらの多岐な諸紛争が一点「奴隷制」に収斂したことが明白である。問題は多面的な奴隷制のどの側面に収斂したかである。

それについての資料と叙述とは決して少なくはない。資料や記録は必ずしも顔面通りに捉えうるとは限らないが、前南部連合副大統領スティヴンス（Alexander H. Stephens）は早くも1868年に次のように主張した、「いわゆる奴隷制というこの全的問題は……他の考慮すべきことに比すれば、分離諸州にとり大海の中の一滴にすぎない」、と。この表現で彼が言わんとしたことは憲政的原理の考慮が最大問題であるとの信念の披歴であった。^①

経済的決定論のドグマはスティヴンスが否定した部分を同じように「奴隷制は根本的問題ではなかった」と切って捨てたが、ピアード夫妻はスティヴンスが根底に据えた憲法論議、政体論争をも同時に「この大論争の中における瑣末なファクターである」とまできめつけた。^②

それぞれが主張した決定的要因としての憲法論争と経済闘争とは、相互に切り捨てあうべきものであるか。歴史的事実は全く逆のことを示している。

経済政策をめぐる闘争は近代社会においてはセクショナルであるのが一般とされる。19世紀中期では、概して経済政策についての分裂が奴隷制問題についての分岐ラインとほぼ符合した。これゆえ経済的闘争は合衆国分断的諸力の中にあって重きを示した。しかしより重要なのは、終始出現した経済的闘争と内戦との間のいま一つ異った関係に注目することである。かくも国家分解的效果を発揮するようになった憲法論議（スティヴンス）は、先ず最初には全く厳密に経済問題と深く絡んで展開されていた。たとえば早くも1791年ハミルトン

（Alexander Hamilton）が合衆国憲法の広義解釈にのって中央銀行の設立を提唱した時、厳密解釈がこれに対抗した。ついでナリフィケーション理論が保護関税に抗する武器として比類ない徹底さで使用された。これらの憲法理論が純粋に経済問題に適用された限りにおいては、憲法論争が危機を触発したとしても、比較的小危機に留まることを示した。この領域内では妥協が常に可能であることは、たとえばナリフィケーション危機の際の強制法の施行と低率関税の設定のようにバランスが成功したことのみでとれる。憲法論争の融和不能的爆発力は、これら理論が奴隷制に絡んで使用されるようになった時のみ顕示されたのである。

奴隷制は明らかに経済的側面を持つ。就中それは労働制度である。従って奴隷制論争に経済問題が含まれるのは本来的でさえある。そしてこの制度が損なわれることによって影響されるであろう経済利益は大きく、それに依拠した経済的生活を営んでいる人々（南部人）がその根底を失うことの意味に大いに鋭敏であったことも当然である。しかし奴隷制には経済的領域におけるよりも、妥協や調整をより困難にさせる幾つかのエレメントがあった。それらの考察を軽視することは許されぬし、むしろそのような作業こそがウイルモット条項に始まり内戦にと至る合衆国での諸闘争の本質理解に必須である。

即ち奴隷制が諸問題をあのように熾烈化させたのは、その非経済的側面であった。それは何であったか——少くとも史家は何であると考えたか。

歴史的に3世紀以上もの間、本質的に“biracial society”であり続けてきた南部にあって、^③黒人奴隷制はどう捉えられるか。有力な南部史家フィリップスは「黒人奴隷制とは単に労働の支配に備えるためだけでなく、人種調整と社会秩序の制度として制度化されたものである」と考えた。「調整」なる語は明らかに婉曲な表現である。彼は別の個所でもっと卒直に「人種支配」について語っているし、この支配を維持せんとのが「南部史の中心テーマ」であるとさえ主張した。南部を南部たらしめたファクター、「その多様性にもかかわらず1つのunityを形成した土地」に南部を仕上げたファクターは、「屈せずに維持され続けた1個の共通の決意——即ち南部は白人の国であらねばならぬし、またあり続けさせる」との信念であった。奴隷制論争の中核にあったのが^④

この不屈の決意——さらに言えば傲慢な要求、不遜な偏見であった。

「しからば「白人の国であらねばならぬ」とする不遜な偏見はひとり南部に限られるか。そうではなく等しく北部にも、西部にもそれが分けもたれていたこと、その事実自体が合衆国の奴隷制論争、ひいては内戦に独特の形質を与えたのである。次のごとく極めて短い行文でそれは十分に摘示されうる。

地域間闘争の第一義の問題が奴隷制であったと主張する史家たちは、独特の焦点をもった論に執着を示す。彼らは自由土地運動（ウイルモット条項はその政治的表明）の諸目的に十分な光を照射する、従ってそれは北部における奴隷制即時廃止運動の政治性に影を投げかける。そして自由土地運動は奴隷が現実に鎖につながれている地域——南部諸州——の奴隷を対象とせず、奴隷が存在しない地域——テリトリー——における奴隷を問題にする。この運動は奴隷の解放を提唱する代りに、黒人奴隷（自由黒人も等しく）を白人居住者と競合するかも知れぬ地域、即ち新しいテリトリーから排除することを提案する。極めて少数の戦闘的アポリショニストが数百万人のニグロを解放すべしと主張した、そして彼らはその非妥協的或いは過激主義のゆえに迫害された。彼らは決して大政党に成長することなく、一般の人心に訴えることに成功せず最後まで一握りの少数派であった。一方、大多数の「反奴隷制」ホイッグ、或いはデモクラット、さらには後のリパブリカン（リンカーンも含め）はその全努力をあげて新しいテリトリーからの奴隷制の排除に集中した。それとともに南部諸州における奴隷制には決して干渉しないと宣言したのである。

州の奴隷制には干渉せず、新しいテリトリーにおける奴隷制の排除に専念すること——史家に借言すれば、西部を“lily-white”たらしめることに強く関心を抱くに至った人々、は北部および西部に充満していた。合衆国が白人の国たるべきであることについては、南北両セクションの合意があった。リンカーンを含め多くの北部人、西部人と、本稿で扱うウイルモット自身の諸発言が右のことを雄弁に物語る。内戦突入後の1862年リンカーンは或る黒人代表団に語った、「我々は別々に暮す方がより好ましい」、しかもニグロが移住すべきである、と。このような黒人送還計画すべての底流には合衆国は白人の国であり、またあり続けるべきだとの思いあがりがあった。「我がユニオン内のすべ

での領域において人種は同質的であるべきこと、我々の血族であるべきことがどの愛国者の願望でもあることは確かである」。従って自由黒人は「ユニオン各州にとり悲惨にして嫌悪すべき存在」であり、黒人送還計画は「我々を自由黒人の呪縛から解放する」との信念が北部多数派の基底にあった。送還計画は明らかに人種偏見、さらには黒人嫌悪感を強く潜在させている。それが昂じて、南部が嫌悪すべき黒人を伴ってこのユニオンから離脱して欲しいとさえ願ったのは他ならぬグリーリ（Greeley）のニューヨーク・トリビューン紙であったし、北部および西部で親ニグロを表明することはしばしばその政治家にとっての政治生命に影響した。リンカーンを含めて北部反奴隷制派の人々に一般であったこの態度が、^⑨「奴隷制はセクショナルだが、^⑩黒人恐怖症はナショナルであった」との結論を正当化する。或いは反奴隷制派のかかる態度は、北部反奴隷制派の動機は奴隷に対する人道主義的関心よりも、奴隷主に対する敵意に発すると主張に信を与える。換言すれば、奴隷制は不快だ、そのゆえはそれが奴隷に苦痛を与えるからではなく奴隷主に権力を与えるからである。「奴隷制と奴隷主権力」はその意味において峻別されねばならない。奴隷制を少なくとも三ヶ所にわたり合法的制度とした合衆国憲法の中において、^⑪第1条第2節3項のいわゆる5分の3ルールにより、プランターには余分な代表権、従って国会における分不相応の権力を与える。まさに当時の北部人が指摘したように、^⑫ブラジルと合衆国の奴隷制との間の大きな相違は、「この国にあっては、奴隷制は経済的或いは社会的要求としてでなく、真に政治権力の源泉として養育されている事実」は看過されていなかった。^⑬

新しいテリトリーが公開される時が到来するや、北部白人はこれらの地を奴隷主とも、黒人（奴隷たると自由人たるとを問わず）とも共有することを欲しなかった。嫌悪すべき且つ安価な黒人労働との競合も望ましくなく、これ以上のプランター権力の増大も拒否したのである。1840年代の、ウイルモット条項を含めた「自由土地闘争」において、北部白人は人種偏見、反奴隷制、反奴隷主闘争を結合し組合せて以後の15年間それをくりかえしたのである。たとえばウイルモット自身、彼の提案した1846年の条項は「白人のための条項」であると主張し、1847年合衆国下院において残忍なまでにこのことを明白にしてい

る。即ち西方の自由テリトリー獲得のために戦うのは、彼の関心が全く北部白人労働者のためにあり南部の黒人奴隷のためにあるのではない、西方テリトリーは「私と同じ種族、同じ血を持つ労働者の子孫」のために維持されねばならない、と。¹⁵

北部の「反奴隷制」運動と“lily-white”主義の併存——この矛盾は当然、南部人の鋭く攻撃すべき標的である。後の南部連合大統領デイヴィス（Jefferson Davis）は上院において極めて辛辣な批判と非難を開陳した。「自由土地党の諸賢、貴方たちは何を欲するか？諸君は奴隷の条件の改善を望むのか？いや決してそうではない。諸君は奴隷制の拡大に反対だと言う……そのことによって奴隷が益されるか？全くそうではない。諸君を動かしているのは仁愛ではない……諸君を左右しているのは我々をべてんにかける機会を持ちうること、奴隷テリトリーを限定したいと思うこと、それである。……合衆国議会で諸君が多数派を形成しうること、そして合衆国政府を北部増強のエンジンに化せしめること、それである」。

¹⁶ウイルモット条項に始まる北部のテリトリーからの奴隷制排除運動が主張される時、ほとんどすべての北部人の心中には、ニグロのではなく白人の利益が考えられていた。南北いずれのセクションも“lily-white”を志向した。相違は白人優越の“biracial society”を標榜する南部と、黒人なしの社会を描く過激な（南部からみて）北部の未来像との差にすぎない。

¹⁷反奴隷制運動におけるこのようなアノマリー、およびアポリショニストと自由土地論者の道徳的立場の根本的相違の認識は、内戦前15年間の複雑なコースを理解しようとすれば十分に強調されねばならない。しかしかかる認識が必要である一方で、北部人民がニグロに対してでないとしても奴隷制に対しては南部人と根本的に異った思考を持っていたことは触知しうるに十分な事実であり、この相違は19世紀初頭以来その差を増大し続けていたことを銘記すべきである。

奴隷制論争のいま一つ看過すべからざる点は、それが拡大を要求する制度であり、同時に合衆国全体が拡大の天命を推進した時期とまさに符合したことにより深刻な問題と化したことである。もし奴隷制が地理的に原初奴隷州に限封

される静的な制度であったなら、それを抑圧すべき「主権」は連邦にないとの奴隷州の主張は、奴隷制を合法とした合衆国憲法の遵守事項として多くの北部人が容認するところであった。事実リンカーンもそうであったし、奴隷制攻撃についてはより過激なシュワード（William H. Seward）でさえ7州がすでに分離した1861年3月3日、宥和的決議を国会に提出し、テリトリーへの奴隷制導入には容赦しないが既存の州の奴隷制には干渉も廃止も意図しない旨を明らかにしている。

⑱
従って連邦には奴隷制を規制する支配的権限がないとの南部側主張、そしてそれが作出した危機は奴隷制が静的で地方的な制度でなかったという事実から発する。それは異常に拡大する制度であった。内戦に至るまでに、センサスは合衆国の奴隷の半数以上が原初奴隷州の領域の外で所有されていることを示していた。この拡大は奴隷が法により奴隷制を合法とした州の領域を遙かに越えて外へ伴われるであろうことを意味していた。⑲
奴隷は他の奴隷州に伴われる際にさえも、本来的には合衆国憲法の「州際通商条項」（第1条第8節3項）によって国会に与えられている規制権の対象に入る。従ってもし奴隷が合衆国内の州になっていない土地——テリトリーに連れていかれるとしたら、該地における奴隷の存在は彼らを奴隷として維持させる法律の本源と有効性についての重大な問題を爆発的に提供する。

もし奴隷制、或はニグロがかかる西方テリトリーと絡みあわなかったならば、アメリカ白人はこの新しい西部をめぐってあれほど熾烈な闘争を展開しなかったであろう。テリトリー問題は常にそれが白人に安全弁を提供し機会を保証する源泉であると信じていたことにより、またテリトリーは単なる「土地」ではないことを認識していたことにより、常に政治問題を提供してきた。テリトリーは単なる土地ではなく州に昇格するプロセスを内包し、連邦制度において枢要な要素をなした。この従属的テリトリーと、上位の等位的な州との間のダイナミックな連関がアメリカ政府の政策、連邦主義の慣行に対して、他の国とは異った革命的もしくは独自の性格を附与していた。建国以来、合衆国は第1表の示すごとく或は購入により、或は戦争により、やがては州となるべき領土を増大させたが、同時に各セクション間の政治勢力がバランスする仕方です

第1表 領土の拡大（テリトリーおよび公有地の入手）

獲得年度および手段		全面積(エーカー)
1781—1802	諸州より連邦に割譲	236,825,600
1783	対英パリ条約	541,364,480
1803	ルイジアナ購入	529,911,680
1803	レッド・リヴァー盆地	29,601,920
1819	スペインより譲渡	46,144,640
1845	テキサス併合	249,066,240
1846	オレゴン妥協	183,386,240
1848	メキシコ割譲	338,680,960
1850	テキサスより購入	78,926,720
1853※	ガズデン購入	18,988,800

※この年で地域間反目のため、大陸内膨張とまる。

Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History* (1965), p. 441.

昇格を認めてきたことが第2表により明らかである。

従って危機作出において拡大が演じた役の中で、重要なのはタイミングと拡大の配分である。既述したごとく既存州での奴隷制については各セクションの合意があり、その他の側面についても連邦権威は一方で奴隷輸入を禁止しつつ、他方で逃亡奴隷法を施行して政治問題化を避けえた。これらの事柄についての権威に対する憲法的挑戦は、1840年代以前は稀であり重要でもなかった。実際、この期の唯一の真の危機、即ちミズーリをめぐる1819年～1821年のそれは前掲第1表が示すごとく拡大主義に根ざしたものであり、それはまさに20余年後に来るべき危機の姿を予測させた。それ以後、本稿で扱う拡大期まで奴隷制をめぐる紛争は連邦分野では直接的にもちあがることはなかったし、回避策が定着していた。

②① 奴隷制問題を政治化しないことが慣行となっていた。しかし新しいテリトリー獲得の可能性があり、その土地に関して相互理解がえられていないとすると奴隷制問題は連邦レベルで深刻に問われる。ミズーリ危機はまさに先例であった。南部（奴隷制）は拡大を要求し、北部（自由労働制）もまた拡大を望んだ。全国的な拡大主義を主張した候補者が大統領に選ばれた。そして「拡大」

「明白なる天命」とウイilmott条項—南北戦争への序曲（山口）

第2表 奴隷制と勢力均衡

（州のユニオン加盟と上院支配の関係）

	自 由	奴 隷	総 自 由	計 奴 隷
原初13州	マサチューセッツ ニューハンプシャ コネチカット ロードアイランド ニューヨーク ニュージャージー ペンシルヴァニア	デラウエア メリランド ヴァージニア ノースカロライナ サウスカロライナ ジョージア	7	6
1791(年)	ヴァモント		8	6
1792		ケンタッキー	8	7
1796		テネシー	8	8
1803	オハイオ		9	8
1812		ルイジアナ	9	9
1816	インディアナ		10	9
1817		ミシシッピ	10	10
1818	イリノイ		11	10
1819		アラバマ	11	11
1820	メイン		12	11
1821		ミズーリ	12	12
1836	ミシガン	アーカンソー	13	13
1845		フロリダ	13	14
		テキサス	13	15
1846	アイオワ		14	15
1848	ウイスコンシン		15	15
1850	カリフォルニア		16	15
1858	ミネソタ		17	15
1859	オレゴン		18	15

Saul Sigelschiffer, *The American Conscience. The Drama of the Lincoln-Douglas Debates* (1973), p. 440.

以外には国民の間にコンセンサスはなかったのである。

かくてメキシコからの領土割譲に関する大統領ポークの法案と、それへのウイルモット附帯条項がセクショナリズム激発の契機となった。奴隷制を容認した合衆国憲法と、紛争を避ける戦略によって封じこめられていた奴隷制問題は、噴出口としていまや「テリトリー」という新しいチャンネルをえた。このチャンネル、或は舞台が設定されたゆえに奴隷制問題が全国政治を圧倒し、国会は15年間幾百万人の地域的パルチザンの注視する中での闘争の場となった。「アメリカ史において、このテリトリーの奴隷制問題ほど政治の舞台を独占したものは現在に至るまで他にない」。奴隷制は圧倒的に政治問題なのである。

拡大が奴隷制問題に噴出口²²を与え、奴隷制問題は地域間問題に、地域間問題は奴隷制問題に、そして双方がテリトリー問題になった。かかる変容が奴隷制問題への対処を変化させた。即ち黒人の解放か隷属状態の継続かという直線的選択ではなく、連邦議会および州がテリトリーにいかなる関係、権限を有するかといった法理論の専門事項として争われ、また奴隷制はそれが存在する地域においてでなく、それが実在しない土地において攻撃をうけることになった。反奴隷制派は解放のゴールを宣言する代りに、自らも認識しなかった方法での長い闘争に突入していった。

合衆国憲法におけるテリトリーの不明確な地位が、国家分断的潜在力を常に有していた。この潜在力は前述したごとくミズーリ協定時に鎮静されて以後、全国的政治の場に直接的には登場しない。しかし今やメキシコからのテリトリー獲得が確実視されるに至った時、この分断的危険性がテリトリーにおける奴隷制問題を復活させ、かくて奴隷制を連邦レベルの問題にと推しあげ国会を地域間激突の場と化せしめた。この状態が進展するにつれ、政治にかかわる者は誰でも奴隷制それ自体に対する自己の立場を明白にするよりも、むしろテリトリーにおける奴隷制に対する立場を定義づけることを強要された。ウイルモット条項の登場以後15年間、無数の演説、決議、新聞論説、党綱領がこのテリトリー問題解決のために提起された。しかし基本的には後述する4つの立場が存在した。しかも特記すべきは、これら4つのすべてが1846年にテリトリー問題が再登場して以後、僅か16カ月の間に揃ったものでありそれらが内戦勃発

までにくりかえされた解決策のすべてを構成したことである。「明白なる天命」とそれが必然したテリトリー問題は、以後の揺れ動く政治闘争の焦点としてあり続けた。時にオポチュニストは4つの選択肢の間を巧みにくぐり抜けた。しかし公的生活に携わる者は遅かれ早かれ、この4つのうちどれか1つに深くコミットすることを避けられなくなった。

合衆国の領土拡大とそれがもたらした政治闘争の激化と形質は、テリトリーにおける奴隷制の地位如何といった問題は極めて非現実的なそれと考える史家たちによって、しばしば不当に矮小化され看過されてきた。それには根拠がない訳ではない。センサスの示すごとく、テリトリーにおける奴隷の数の少なさが「虚像の」奴隷をめぐる「巨大で」「ファンタスティックな」論争を生みだしたと紹介されてきた。ことに顕著なのはカンザスである。同地に奴隷制を導入するか否かの問題で、いわゆる「流血のカンザス」まで惹起しながら同地が州としてユニオンに加盟する時点(1861年1月29日)には、同領域内に自由、奴隷を含めて僅かに627人の有色人口を算したのみであった。同様状況が全西部についてみられる。1846年ウイルモット条項が提案された時、ユニオンは28州で構成されていた。内戦勃発までにこれら28州の領域を越えた西方地域に230万人強の人口が居住したが、黒人は自由、奴隷を合して僅かに7,687人であった。²⁴ 従って同時代人が辛辣な表現を用いたことにも多くの真理がある、「テリトリーをめぐる全面的論争は、奴隷制の存在不能の地における空想上のニグロにかかわるものであった」²⁵ このパラドックスは否定できない。そして多くの史家がこの事実を指摘して、この問題を大きく扱うのは歴史的現実からの大後退だとしている。「奴隷制問題のより大きな諸局面は……〔18〕50年代の諸論争が勢いを増すにつれ、重要度を低下させたように思える」。換言すれば、奴隷制をめぐる「闘争が尖鋭化する一方、それは狭小化した」のである。²⁶

しかし次の諸点にウイルモット条項が触発したテリトリーにおける奴隷制問題の重要性がある。第一に、前掲第1表が示すごとく、1845年から1854年のまさに10年間に合衆国は拡大により領土を125万平方マイル附加した。拡大も爆発的ならばそれがおこした問題も爆発的であった。以後「大陸」合衆国は諸外国、近隣諸国の帝国主義的侵略非難のゆえに拡大を止めたのではなく、入手し

た或はする可能性のあるテリトリーをめぐるセクション間の獲得競争（それは直接的には国会の政治勢力に反映する）の国家分断的急傾斜のゆえに停止したことである。即ち「拡大の楽天的時期」は過ぎさっていた。第二は、合衆国憲法遵守の風土の下に存在した南北両セクション間の合意である。北部は州の奴隷制には干渉しないことを再三、表明した。従って南部の不安は奴隷制が確立され擁護されている境界線の彼方の地域でおこる諸事象やそこに実在する諸力によって奴隷制が容易に危険にさらされることを感知していた点にあった。

1つの命題では両セクションは同意見であった。即ち奴隷制は奴隷州の領域の外側において作用する連邦の諸政策によってのみ、致命的な打撃を加えうる、と。ここにテリトリー問題の重要性が存する。約言すれば「奴隷制の廃止が問題ではない」のであり、奴隷制が奴隷州の外で保護されるかどうかの闘争が、しかも合衆国憲法遵守の正統派はいずれの側かという形で戦われたのである。

テリトリーの拡大は急速に定住化が進む西部にどのような政府を作成させるかといった、いわば通常の憲法的、政体的問題に奴隷制を絡ませることによって、奴隷制論争の性格を激的に変化させた。奴隷制は遂に最も直接的な意味において憲政上の問題となり、ユニオンを割る力を持つ問題となった。そして面倒なことに、合衆国憲法は奴隷制を是認する一方、小心ともみえる方法ではあるが間接的な形態での奴隷制攻撃手段をも残していた。ここに中央集権国家なら、多くの異った方法で扱えたかも知れぬ奴隷制問題を複雑化させる側面があった。1850年代の政争は、「奴隷制拡大問題を中心に旋回し、セクション間に存在した好感情の浸蝕に大いに作用した」。その政争に特殊な形質を与えたのが即ちウイルモット条項の導入に他ならない。

（註）

- ① Alexander H. Stephens, *A Constitutional View of the Late War between the States* (2 vols., 1868—1870, 1970 reprint edition), I, p. 542. なお同書の扉に「時代は変る、人はしばしばそれにつれて変る。しかし原理は変らない」

とある。（傍点引用者）。

- ② Charles A. and Mary R. Beard, *The Rise of American Civilization* (2vols., 1927), II, pp. 40, 42.
- ③ David M. Potter, *The South and the Concurrent Majority* (1972), pp. 29—31. 「南部史の研究の多くはこれら2つのテーマを中心に旋回する——即ち人身奴隷制と人種隔離の biracial system の歴史と、セクショナリズムの歴史である」。
- ④ Ulrich B. Phillips, *The Course of the South to Secession*, ed. E. Merton Coulter (1939), p. 152.
- ⑤ Harold M. Hyman, *A More Perfect Union. The Impact of the Civil War and Reconstruction on the Constitution* (1973), p. 17.
- ⑥ Roy P. Basler (ed.), *The Collected Works of Abraham Lincoln* (8vols., 1953), V, pp. 370, 375. リンカーンの黒人送還計画についての見解を収めたものに J. G. Randall, *Lincoln the President* (4vols., 1945—1955), II, pp. 137—148. がある。黒人送還計画一般については次をみよ。P.J. Staudenraus, *The African Colonization Movement, 1816—1865* (1961).
- ⑦ Eric Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men. The Ideology of the Republican Party before the Civil War* (1970), p. 269.
- ⑧ 黒人送還が共和党綱領に盛りこまれることを多くの政治家が期待したのは事実である。もっとも1860年同党綱領はそれには触れなかった、が。 *Ibid.*, pp. 276—277.
- ⑨ *New York Tribune*, January 9, 1857, March 13, 1860, in *ibid.*, pp. 266, 294.
- ⑩ David M. Potter, *The Impending Crisis, 1848—1861* (1976), p. 36.
- ⑪ Larry Gara, “Slavery and the Slave Power: A Crucial Distinction,” *Civil War History*, XV, (1969), pp. 5—18.
- ⑫ 奴隷制を合法とした合衆国憲法の関係条文次のごとし。第1条第8節3項（州際通商条項）、第1条第2節3項（いわゆる5分の3ルール）、第4条第2節3項（逃亡奴隷条項）。なお次の作品も有益である、Albert F. Simpson, “The Political Significance of Slave Representation,” *Journal of Southern History*, VII (1941), pp. 315—342.

- ⑬ Gara, "Slavery and Slave Power," pp. 5—6. 傍点引用者。
- ⑭ Morrison, *op. cit.*, p. 73.
- ⑮ *Congressional Globe*, 29 Cong., 2 Sess., App., pp. 315—317. See also Foner, *Free Soil*, pp. 261—300, esp., p. 267; Potter, *Impending Crisis*, pp. 36—37.
- ⑯ Speech of Jefferson Davis at Senate in 1860, quoted in Beard and Beard, *op. cit.*, II, pp. 5—6.
- ⑰ Hyman, *op. cit.*, pp. 22—23. 南部人にとり奴隷制抜きの社会像を描くことは「過激」以外の何物でもない。
- ⑱ 審議の過程でこの決議案の作者が他ならぬシュワードであることが明らかとなった。なお同案を詳細に再録したものとして次をみよ。Bestor, "State Sovereignty," p. 124 and notes 21, 13.
- ⑲ 1860年、合衆国の奴隷395万3,760人のうち、217万4,996人がケンタッキー、テネシー、フロリダ、アラバマ、ミシシッピ、ミズーリ、アーカンソー、ルイジアナ、テキサスの9州にいた。US, *Nineth Census (1870)*, Vol. I, *The Statistics of the Population (1872)*, pp. 3—8; Bestor, "American Civil War," p. 334.
- ⑳ 政治問題としては奴隷制それ自体に直接することなく間接的な提起がなされたにすぎない。たとえばコロムビア特別区での奴隷交易、逃亡奴隷引渡し、アフリカ奴隷交易に関する事項など。また各州が奴隷制の合法、非合法を決定すること、州としてユニオンへの加盟が未認の地では北西部テリトリーについては1787年の北西部領地条例、ルイジアナ購入に伴う南西部テリトリーにはミズーリ協定線を適用することによって処理され、この方式が当時の合衆国全土をカバーしたため、奴隷制自体が直接的に深刻な問題となることはなかった。
- ㉑ 南部イデオロギーの本質的部分としての拡大主義を強調した最近の史家は、同時に西部獲得闘争が2つの拡大的社会的闘争であり、そのうちの前者のみが勝利者たりうることを指摘している。See Eugene D. Genovese, *The Political Economy of Slavery* (1965), pp. 243—249.
- ㉒ 反奴隷制イムパルス の吐け口としてテリトリーがとりあげられたこと、このチャンネルがえられなければ合衆国憲法の是認した奴隷制に対する反奴隷制側の攻撃突破口は閉じられたままであったろう。See Arthur M. Schlesinger, Jr.,

- “The Causes of the Civil War: A Note on Historical Sentimentalism,” *Partisan Review*, XVI, (1949), pp. 969—981; David M. Potter and Thomas G. Manning, *Nationalism and Sectionalism in America 1775—1877. Select Problems in Historical Interpretation* (1965), pp. 215—216.
- ㉓ Potter, *Impending Crisis*, p. 49.
- ㉔ センサスによれば、1846年から1861年の間にユニオン加盟を認められた6州（アイオワ、ウイスコンシン、カリフォルニア、ミネソタ、オレゴン、カンザス）および1860年センサスで准州と認められた7つのテリトリー（コロラド、ダコタ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニューメキシコ、ユタ、ワシントン）には230万5,096人の白人と、7,641人の有色自由人、46人の奴隷を算した。これに「開化したるインディアン」と「アジア人」とを加えれば総計238万2,677人が居住していた。因みに同センサスの公式記録にはのせられていないが、インディアン・テリトリーで所有されていた黒人奴隷の数が多いたことが皮肉でさえある。Bestor, “American Civil War,” p. 339 and note.
- ㉕ James G. Blain, *Twenty Years of Congress* (2vols., 1884), I, p. 272, quoted in *ibid.*
- ㉖ James G. Randall, *The Civil War and Reconstruction* (1937), pp. 114—115.
- ㉗ Silbey, *op. cit.*, pp. 25—27.
- ㉘ たとえば内戦前期を通じ最も過激な反奴隷制立場を示したとされる1844年自由党の綱領でさえも、奴隷制を廃止する連邦法を主張するまでには至っていない。同党の立場を要約すれば「中央政府の奴隷制からの絶対的かつ無条件の絶縁」であった。Kirk H. Porter and Donald B. Johnson (eds.), *National Party Platforms, 1840—1956* (1956), pp. 4—8.
- ㉙ “Abolition of Slavery Not the Issue,” in Bestor, “State Sovereignty,” pp. 122—127.
- ㉚ たとえば奴隷制永続化の供給源を断つ力を持つ条項として、第1条第9節1項に奴隷交易禁止条項がある。それは一種の奴隷制「封じこめ」戦術たりうる。逆に南部のファイアイーターが分離前夜、奴隷輸入の復活をはかった。それは奴隷制封じこめ策と、それからの脱出策（「分離」か、或はリンカーンに借言

すれば「奴隷制の全国化」との相剋となる。Cf. Basler, et al. (eds.), *Collected Works of Lincoln*, III, p. 18.

⑩ Foner, *Free Soil*, p. 313.

（三） ウイilmott条項の背景

ウイilmott条項が出現した背景には、いかなる事情が潜んでいたか。それは言うまでもなく西方への拡大政策の結果したものであったが、同時に最近の研究によればすぐれて民主党内紛の産物であった。従って考察はウイilmott条項提案の直接的な大波をかぶったポーク政権（オレゴン妥協領有とメキシコ戦争の当時者）のみならず、その前のタイラー内閣（テキサス併合の推進者）両者の「明白なる天命」への対応にまで溯上せねばならぬ。事実、ウイilmott条項が提出された1846年8月とテキサス併合条約を審議中であった1845年初頭とは、極めて重大な1つの相違点があるものの幾つかの類似点が存在したのである。それゆえ論考はさらに1844年大統領選挙から始められる必要がある。

② ウイilmott条項の重要性については史家は挙って承認しているが、提案の動機さらにはその創案者の認定では今日まで一致がない。長期間、史家はオハイオのプリンカーホフ（Jacob Brinkerhoff）が作者であり、提案動機もポーク政権が民主党内部の約定を破ったことへの西部デモクラットの怒りに出るものだったとのパーシンジャーの影響力ある説を許容してきた。それによれば1844年に特に北西部民主党員は、同党があげて全オレゴン領域占有をイギリスに要求することを保証すると約定をとりつけた上で、テキサス併合策を支持した。しかしポーク大統領が49度ラインでイギリスと妥協してオレゴンを分割した時、西部人は激怒しそれが同政権への報復手段として西部州オハイオのプリンカーホフの条項作成に至らしめたのである。この「約定説」を支持する史家は今日でも少くはない。しかしこの説は然らば何故に同条項が東部民主党員に支持されたかを説明しえない。作者であることを競ったプリンカーホフ（彼によればウイilmottは代弁者にすぎない）と、ウイilmottがいずれも提案に当り談合したと実名をあげたメンバーは、すべて東部の反奴隷制民主党員で

あった。

かかる未解明部分を有するゆえに、この「約定説」は全的に支持されえぬとしても、条項提案の動機と支持とを区別するのを怠りさえしなければ、西部人のポーク政権への激しい怒りと、それに比例しての同条項支持、さらにそれがもたらした従来の南部・西部提携のパターンから西部・北（東）部結合パターンへの変化は明らかに視認されるがゆえに、捨てがたい説ではある。

1924年ゴーイングは彼の著ウイルモット伝記において、同条項がウイルモット自身の着想であったこと、また談合の際に指導的役割を果たしたことの決定的証拠を見出したとしている。それによれば、ウイルモットが1847年9月21日に彼の選挙区の支持者たちに行なった演説（1847年10月21日付、〔ワシントン〕ナショナル・イアラ紙に掲載）によってそのことが明白である、と。しかしステンバーグやフォナーが指摘するごとく、なぜにそれまで紛うことなきポーク政権の熱烈な支持者であり、且つそれまで何ら反奴隷制的傾向を示したことのなかったウイルモットが突然に同条項を提案したのか——この疑問に対する同条項の提唱はウイルモットの奴隷制への道徳的反対感情から出たものであるとするゴーイングの「人道主義説」は不十分な解答でしかない。

ウイルモットが民主党ヴァン・ビューレン派と終始行動をともにしたことを別にすれば、彼は同条項導入までは何ら反奴隷制的傾向を示さず、逆に前年12月、南部と結んでテキサス併合に賛成しており、テキサスの一部分における奴隷制禁止を盛りこんだ修正案には反対投票をしているほどである。代ってステンバーグは、保護関税論の強いペンシルヴェニア州選出でありながらウイルモットがほとんど自由貿易にも等しいウォーカー関税法（1846年）に、政権担当者に媚びて賛成投票したことにより同州の保護関税論者から疎外されたこと、そしてその不評を回復するのが提案の動機であったとの解釈を提起した。この説明は11年後にクレイヴンにより、ウイルモットの選挙区はペンシルヴェニア州の他の地区とは異って自由貿易を好感していた事実を指摘されるにおよんで、手厳しい批判をうけることになる。クレイヴンはむしろウイルモットが従来支持してきたポーク大統領から望みのパトロネージにあずかれず挫折感を持っていたこと、及び「全般にわたる政治的分裂」のこの期の風潮こそが彼の行

動をよりよく説明すると解すべきだとしている。

⑩
最も納得のいきそうな説明は、1846年の諸事象がウイルモットをポーク政権から段々と離反させていったこと、そして同政権がメキシコ戦争による南西部拡大という親南部的政策をとるらしいことが確かになったことなどを背景に、反政権叛乱としてヴァン・ビューレン派デモクラットに加わる姿勢をとらせたというものであろう。他のヴァン・ビューレン派と同じくウイルモットもポークが彼にパトロネージを与えなかったことに不平を洩らしており、そのことにつき何かをなさねばと決心していた。これが諸動機の中でどれほどの重さを占めるかは秤量しがたいとしても、次の第30国会第1会期に同様条項を再導入したのはウイルモットではなく、ヴァン・ビューレン派の領袖キングであり、ウイルモットがそれに積極的支持をみせなかったことは極めて注目すべき事実である。

⑪
同条項の創案者がプリンカーホフであるのかウイルモットであるのか特定するのは困難でもあるし、或る意味でさほど重要でもない。重要なのは創案者が右の二人でなく、即ち一人の作業ではなくて一団の民主党員のそれであったとのクレイヴンの指摘である。同条項の誕生は一群の反奴隷制派デモクラットによるものであったことは確かのように見える。⑫
ウイルモットおよびプリンカーホフが談合したと双方が名前をあげている10人の民主党員のうち全員が前大統領ヴァン・ビューレン派に属し、4人が彼の地盤ニューヨーク州選出の議員であった。従ってニューヨークのヴァン・ビューレン派、殊に前述した次国会での活躍も併考すれば、キングがこのグループの指導的役割を受持ったとの結論には抗しがたい。かくて与党たる民主党の内紛が存在しなければ、同条項の登場はなかったであろう。それゆえに党内分裂という背景は重要であり、それを指摘したモリソンの研究は高く評価すべきであるし、民主党内紛の叙述も省きえない。

しかしながら1世紀以上ものパースペクティヴにおいては、この党内分裂はアメリカ人民間の深い分裂に比すれば重要度が劣るように見える。当時の政治家の行動は、伝統的な関税、内陸改良、公有地政策よりも奴隷制問題を選択した方が人心によりアピールすることを感知していたことを反映している。鋭い分

界線がセクショナル・ラインに沿って発展しつつあり、それが全国政治の再編成という形をとりつつあった。セクショナリズムを政治にもちこむことは勿論、一再ならずあったし、セクショナリズムが経済、文化のコンテキストの中で登場したこともしばしばであった。しかし19世紀中期のセクショナリズムは、経済、文化の文脈内で発展させられるのではなく、第一義的に政治的闘争の形をとって表現された。そして各セクションの指導者は同時に各政党のリーダーであり、地域間闘争は従って国会、党大会、州議会の場で沸騰したのである。彼らが争ったのは政治的支配であった、そしてその手段として使用されたのが国会での立法、テリトリーの組織、州の加盟問題であり、それらの契機をなしたのが「明白なる天命」——オレゴン境界、テキサス併合、メキシコ戦争——であった。

相対立するセクションが均等にバランスされておりその成長率が安定的である限り、一者が他のセクションを支配するという怖れなしにユニオン内の平衡が保たれえたかも知れない。しかしセンサスの数字は着実に人口、富、生産性の各面で南部が劣勢であることを示し、「意識した少数派」南部は政治理論、州権論、州主権論の精密化で対抗しようとした。新しいテリトリーの獲得は、¹³両セクション間で少なくとも上院では維持されていたバランスに重大な変化を与えよう。従って新天地における奴隷制の地位如何といった憲法論争は決して非現実的なものではない。この論争の発火点がウイルモット条項の導入であった。従って我々はそれを登場させたメキシコ戦争の記述から始めねばならない。

1846年5月11日、ポーク大統領は国会に戦時教書を送り、2日後の13日には第29国会第1会期下院において、「我が方のそれを回避せんとするあらゆる努力にかかわらず、メキシコ共和国の行為により、同政府と合衆国との間に戦争状態が存在する」との宣戦布告をなした。以後、早くも同年8月にはポークはメキシコとの平和交渉の絶好機が到来したと信じている。弱体で崩壊寸前のメキシコ政府は、戦争の最終的着落を受入れる準備があり、「合衆国の欲するテリトリー」を金銭的報酬を見返りに手放すと観測した。しかしそのような条約はメキシコ人にとって甚だ悪評のものとなるであろうこと、さらにこれまた不¹⁴¹⁵

「明白なる天命」とウイルモット条項—南北戦争への序曲（山口）

評の上、すでに崩壊寸前のパレデス軍事政権を革命の危機にさらし、ひいてはそれが条約の破棄に至るであろうとの認識がもたれた。そこでポークは審議なしで200万ドルの特別予算の充当されることを望み、それをもってこの好機に対処せんと欲した。

メキシコでの革命の危険を考慮すれば、それは慎重かつ迅速になされる必要があった。メキシコ軍はすでに食糧も衣服も不足し給料も未払いであって、軍隊が「彼〔パレデス〕を早急に見捨てることが多分あるだろう」ことは知れていた。従ってこの金額のメキシコへの急速な支払いは、同政府をして軍隊の給料支払いを可能にするであろう。メキシコでは軍隊こそが権力の鍵であり、同政府のメキシコ支配維持を可能にするであろう。200万ドルはこのゆえに迅速かつ秘密裡に予算化されることがメキシコ政府をして交渉に乗出すのを誘引し、「それ以外には彼〔パレデス〕があえて条約締結にふみきることはないであろう」というのがポーク政権の認識であった。^⑮

ホイッグ党员、殊に上院での彼らはこの特別予算案にも、メキシコ戦争自体にも反対であった。このことを一史家は次のごとく一連の戦時立法採否の際のロール・コールで分析している。^⑰

戦争関連法案 政党別賛否 (29国会、上院)

	民主 党		ホイッグ党	
	人 数	百分率	人 数	百分率
戦争賛成	25	92.6	—	—
中 道	—	—	3	15.8
反 戦	2	7.4	16	84.2

(Silbey, *op. cit.*, p. 77.)

この表が示すごとく、戦争関連案件については明白に偏党的であり90%をこえるデモクラットの賛成、84%に達するホイッグの反対がみてとれる。下院での投票状況は上院におけるそれとは若干異なる。

戦争関連法案 政党別賛否 (29国会、下院)

	民主 党		ホイッグ党	
	人 数	百分率	人 数	百分率
戦争賛成	61	45.2	15	23.1

「明白なる天命」とウイルモット条項—南北戦争への序曲（山口）

中 道	71	52.6	11	16.9
反 戦	3	2.2	39	60.0

(Ibid.)

デモクラットのうち戦争に「全面的」支持を与えたのは半数に満たないが、デモクラット全体としてはホイッグよりも高い支持率を示している。このような政党ラインに比し、セクションの凝集ぶりが顕著である。南部選出議員たちは明らかにポーク政権の戦争政策に対する熱狂的な支持者であった。即ち南部デモクラットの85%、南部ホイッグの61%が賛成投票をなしたからである。さらに下院におけるセクション別賛否は次のごとくである。

下院における地域別賛否

	北部	南部	西部	北部	南部	東部	西部
戦争賛成	—	70	6	6	70	41	35
中 道	46	14	23	69	14	50	33
反 戦	35	3	8	43	2	36	10

(Ibid., p. 249.)

この戦争が民主党の戦争であり、「奴隷所有主のための戦争」であったか否かについていえば、南部選出議員の投票状況が合衆国のどの部分よりもこれを闘争的に支持していたこと、ホイッグ党、殊に北部のそれが団結した反戦態度を示していたことがうかがえる。

ポークは数度の戦争関連法案提出時にみられるホイッグの反対表明にもかかわらず、この特別予算に関しては国会が迅速で好意的な行動をとってくれるものと期待する少くとも3つの理由を持ちえた。第1は、与党民主党の圧倒的優位である。第2は、国会が閉会までに2日の会期を残すのみであって、ポーク案を審議するにはほとんど時間を有しなかったことである。第3に、政府が巧妙な戦術によってホイッグをディレンマに追いこんでいたことである。即ちホイッグとしても、この戦争がメキシコ側から仕掛けられたとの例の宣戦布告には同意せざるをえなかったし、すでに戦端を切られ交戦中の敵を面前にして反戦、アメリカ軍隊の不支持を主張することは、アメリカ人心の間に反感を呼ぶことが確実視されるという点であった。ホイッグは民主党のこの戦術に怒りを覚えたが、政権奪還の野望が反戦という党是を克服した。ホイッグはクレイ

（Henry Clay）の「明々白々な詐欺」との認識にもかかわらず、戦争支持に赴かざるをえなかった。

²⁰しかしながらポークは彼の与党内に不満が高まっているのを考慮に入れていなかった。同政権の諸功績そのもの——テキサス併合、オレゴン領土解決、保護関税を事実上放棄したに等しい1846年の関税法、加えてポークの閣僚選任——が、民主党内の不平を強化した。これらの不満の源は、1844年春、彼が大統領候補に指名された時に溯る。

1844年民主党全国大会前の下馬評では、大統領候補指名の最有力者は前大統領ヴァン・ビューレンであった。事実、キャリアから言ってもリーダーシップからみても、民主党はヴァン・ビューレンの党とみるのが1840年代の一般的認識であった。それが思いもかけぬテネシーのポークに逆転したこと、それによって怨恨が生ずる因になったのは何であったか。西方領土拡大、即ちテキサス併合問題に他ならない。

前述したごとく奴隷制の合法・非合法は州の決定する問題であること、及びルイジアナ購入の地には36度30分ラインが適用されるという合意が成立していた。しかし、もし新しい土地獲得の予定があり、その土地に関してセクション間相互の理解がえられてないとすると、奴隷制問題は連邦水準の問題として生起し、南北間の恐しい対決を生むであろうことはすでに指摘しておいた。1844年大統領選挙が近づくにつれ、指導的なホイッグおよび民主党の候補者たちは、かかる問題の生起しないよう意図した。ホイッグ党のクレイ、民主党のヴァン・ビューレンはいずれも、テキサス併合を選挙戦の争点とはみなさないとする慎重な表現をなしていた。しかし拡大の諸力は強かった。北西部の人民はオレゴン²²を、合衆国とイギリスが共同占有していることを終結させオレゴン全域を合衆国領土にと主張した。南部人はテキサスを欲した。民主党リーダーの中で幾人かは、この南北それぞれの拡大の主たる障碍は、南部にとってはオレゴンであり、北部人の不安はテキサス併合であることを認識していた。即ちどちらかを獲得すればそれによって他のセクションが被害をうける。しかし2つの獲得が互いに結びつけられるとすれば、合衆国はこの二方向への拡大によって利され、他のセクションの犠牲によってどちらか一方のセクションのみが利をう

けることもなくなる。拡大派のデモクラットは、この戦術によって1844年の民主党大統領候補指名に当らんとした。

民主党全国大会ではミシシッピのウォーカー（Robert J. Walker）に率いられた南部および西部の党员が、ヴァン・ビューレンを見限った。彼がテキサスの即時併合に反対していたのがその明白な理由である。指名候補は最終的にポークで統一されたが、彼が拡大主義者でありその一点を除けばヴァン・ビューレン派にも異論のない人物だったからである。ヴァン・ビューレン派は彼の出身州ニューヨークを中心的地盤としたが、ニューイングランド、ペンシルヴァニア、オハイオにも勢力が拡大していた。一般に南部が民主党を支配していることに怒り、南部独特の制度に最も敵対的であったのはこの派であった。彼らはヴァン・ビューレンの指名拒否に不満を抱き、且つ奴隷制の拡大に反対した。テキサスのユニオン加盟申入れが、奴隷制拡大と南部勢力の増大をもたらすであろうことは必至であった。広大なテキサスは4～5の州に分割されるものと考えられており、そのすべてが奴隷州となれば国会における南部優越は確かとなる。そのことをヴァン・ビューレン派の指導者たちは次のような表現で予見し攻撃している。キングは言う、テキサス問題の要点は奴隷制の抽象的な道德問題ではなく、「奴隷制〔勢力〕の明々白々たる増加と優越」であり、従ってプリンカーホフによればテキサス論議は全国的な問題ではなく、「南部問題として、南部の利益のために、南部制度の強化と南部勢力の推進、増大のためにおこった」ものである。この認識がヴァン・ビューレン派をしてテキサス即時併合に反対させた決定的要因であり、勢力均衡上、テキサスでの奴隷制排除を附加する条件づき併合を主張させた因であった。かくて拡大併合をめぐる民主党内の亀裂が表出した。²³

この危機にあたり党の統一を維持させた唯一のものは、ヴァン・ビューレン派と反対派の間に交された妥協であった。指名はヴァン・ビューレンに赴かなかったが、同じく彼と争ったキャスもこれから除外されダークホースたるポークに到着した。そしてバランスをとった形でテキサス併合による南部拡大と、北西部におけるオレゴン獲得が綱領に採択された。かくて新しい自由テリトリーと奴隷テリトリーが均衡され、拡大という全国的欲望が地域間嫉視をかきた

ることなく充足されえた。テキサス、オレゴン両地方がすでに合衆国の正統なる帰属下にあるとの根拠で、ボルチモア大会綱領は「オレゴン再占拠」——1792年グレイ（Robert Gray）の率いる一隻の海軍艦艇がコロムビア河口を占拠したことがあるとの主張に基づく再占拠——と、「テキサスの再併合」——テキサスはルイジアナ購入の一部分であった。それが愚かにも1819年アダムス・オニース条約によってスペインに見切り値で売却されたとの薄弱な根拠にたつての再併合——をうたった。²⁵この綱領下にポークが指名され、さらに拡大主義は過去8年間の地域間反目から解放され、ポークの当選を生んだ。

1844年春、國務長官カルフーンが奴隷制防衛を理由にテキサス併合を正当化した時、ヴァン・ビューレン派はホイッグ党と組んでタイラー政権提案の併合条約を上院において圧倒的に敗った。国会が12月に再開された時、すでにポークが選出されていたが、タイラーは再度テキサス併合への努力を傾けた。それがテリトリーへの奴隷制拡大をめぐる地域間衝突を浮きぼりにした。やがて登場するウイルモット条項をめぐる闘争の予告がみられた。以後の地域間闘争は紛れもなく准州拡大問題を中心に旋回したのであって、拡大を歓迎するアメリカ人民の多数派が地域感情を払拭した「楽天的拡大の時代」、たとえば或る北部紙でさえもオレゴンへの拡大と、南西部の奴隷テリトリー拡大を連動させて、「合衆国は〔オレゴンにおける〕イギリスの優勢支配を永久に耐えるよりは、奴隷制の悪を1シーズン耐えることの方がよりよくできる」といったパースペクチヴで捉える時代は過ぎ去りつつあった。拡大はまさに地域間闘争の焦点であり、1845年～46年が「変化の10年間」の出発点となった。²⁶

かくて政府の条約案に対する反対、修正、妥協が交錯した。1845年3月4日までポークの就任はない訳だが、彼の勝利が拡大主義者を勇気づけテキサス併合運動を活発化させた。条約批准は上院の3分の2の多数を得ることを定めており、野党ホイッグの数を考慮に入れるとそれが不可能であることにかんがみ、両院の合同決議の形で通過させる戦術がとられた。ヴァン・ビューレン派はこの案に対し、それが奴隷制擁護派の政治権力の拡大を意図するとの理由で反対する一方、併合自体には反対でないと主張したのである。要するに拡大併合は望ましい、しかし奴隷主権力の増大には反対するというのが彼らの立場で

あり、もし打開策に乗りうるとすればこの線に沿うものでなければならない。

下院ではキングらに率いられたニューヨーク反奴隷制派デモクラットは、テキサスの一部を州として加盟させ（将来さらに2以上の州に分割）残余の地における奴隷制禁止を提案したが、その狙いは右にみた配慮に出るものであった。この提案は葬られ、最終的に1845年1月下院を通過した法案は完全な妥協策であって、テキサスにミズーリ協定ラインを適用し、それ以北の地の奴隷制を禁止するものであった。しかしこの妥協策で奴隷制が排除される地は均衡を失するほどに狭小であったため、ヴァン・ビューレン派ニューヨークデモクラット13人はこれに反対投票を行なっている。ここで特筆すべきことは、この際反対に加わったヴァン・ビューレン派（キング、ラスバン、プリンカーホフ、ハムリン等）が全員、後日ウイルモット条項導入に参画している事実である。²⁸

一方、上院ではヴァン・ビューレンの有力な支持者でありカルフーン²⁸の強敵であったミズーリのベントンが、政府案に代えて次の条件でテキサスとの新条約締結を提唱した。彼らのグループが上院でのバランス・オブ・パワーを握っていたことが、その提案に重要性を附した。いわく、テキサスの中ですでに定住がなされている地域を州として加入させ、残余のテリトリーをミズーリ協定線に沿って自由、奴隷部分に分割する、さらに直接に州として加入しないテキサスの残余のテリトリーについては併合の条件をテキサス当局と再交渉する、と。上、下両院の同派はともに「第2のミズーリ危機」の到来を懸念しながら、あくまでテキサス併合による奴隷主権力の伸張を阻止しようとしていたことが明白である。²⁹

政府の合同決議策に対するヴァン・ビューレン派のかかる反撃を避けるため、無条件併合を主張していたデモクラットは南部ホイッグの或るグループの出した妥協案に同意することにした。即ちテキサス全域を州として受入れる、しかし将来該地に更に4つの州を創出することを定め、それらの州予定地のうち36度30分を境界に奴隷、自由両州を定める、と。これは南部ホイッグの票をえて下院を通過した。しかしヴァン・ビューレン派の反対は変らなかつた。

この時点でのこの情勢下で、上院のベントン案と下院通過のこの妥協案を組み合わせる試みがなされた。ウォーカー上院議員の主張したごとく、両案のいず

れを採るかをテキサスに委ねることでデモクラットの調和を維持する企てがその一つであり、それに不満であったディックス上院議員の、テキサスがでなく合衆国大統領が、そのいずれかの選択を決断すると定めた案がその二であった。ヴァン・ビューレン派は次期大統領ポークが選択するとの了解の下にこれに同意を与えたので、それは上院を27対25で通過、下院に送付された際にも同様の了解の下に可決され、テキサス併合は軌道に乗ったのである。³⁰

問題はポークがその約束を守るか否かであった。彼が背信したらしい疑惑は彼の閣僚選任にあらわれた。³¹ヴァン・ビューレン派の地盤ニューヨーク州のデモクラットは大統領選挙を支援した報酬として、ニューヨークに閣僚の第1、第2ポストたる国務、財務両長官の少くともいずれか1つが与えられるものと期待していた。しかしながらこの時点でポークは民主党全体に反ヴァン・ビューレン感情の強いこと、それがニューヨーク州自身にまで浸透している空気を感知し、この圧力に屈して同州を見限り、ブキャナンとウォーカーをそれぞれ閣僚の第1、第2ポストに選んだ。殊にウォーカーが選ばれたのは、彼が指名大会で果たした役割を考える時、ヴァン・ビューレン派（バーンバナー派）の憎悪を一層かきたて、ニューヨーク民主党の他の拮抗グループ、ハンカー派をパトロネージの不正な配分により強化するものと解されて、バーンバナー派の怒りと裏切られたとの確信を深め、政権との亀裂をひろげたのであった。

ニューヨーク州議会はくり返し同政権および同政権を支配していると考えられた南部デモクラットの不公正さ、背信を非難した。彼らの攻撃は嵩じて「南部独特の制度への反対」の増大が顕著になったという報告さえカルフーンに届けられた。³²このような経緯は、彼らの反奴隷制感情が道徳的次元でなく、パトロネージの配分から高まってきた側面のあるのをうかがわせるに足るものであろう。

いま1つの方向への拡大——オレゴン問題に対するポーク政権の解決法もヴァン・ビューレン派、さらに他の多くの北部デモクラットを敵対的にさせた。

オレゴン問題は先にみたごとく大統領選挙戦中、大いに強調された訳ではなくむしろ控えられた。そして攻撃的なスローガン「54度40分でなければ戦闘」を多くの史家がこの選挙戦の実体表示として冠しているが、実際には後日に至

って使用されだしたのである。しかし当時の北部デモクラットは、当然ポーク³³に対し彼がテキサスにおいて奴隷テリトリー拡大に活発であるごとく、オレゴンにおける自由テリトリー拡大策に熱心であることを期待した。

オレゴン論争で多分最も重要な側面は、それが外見上奴隷制問題と全く無関係でありながら、どの程度にまでこのオレゴン問題が民主党内の地域的対立にかかわりを持つに至ったかという点である。この展開の起源は、1844年の民主党綱領の中でオレゴンとテキサスを連鎖させたことに始まる。すでにみたごとく同綱領はテキサスの再併合と、54度40分までの全オレゴン領域の再占拠を主張している。イギリスが49度ラインでオレゴン問題を解決せんとのポークの妥協案を拒否して後、ポークは1845年12月、国会への第一次教書で例のボルチモア綱領でうたわれた立場の中でも最も戦闘的なそれを探ることを示した。54度40分を主張する北部デモクラット、殊にテキサス併合に熱意を示した南部に一貫した支持を与えてきた北西部のデモクラットは、彼らの立場がポーク政権から支持されたことを歓迎し、且つ民主党南部派がポーク大統領のリードに従って強硬なオレゴン姿勢を貫くよう期待をかけたのも当然であろう。

しかしながら南部デモクラットは、オレゴンに関するかかる過激な要求を支持することに大きなためらいをみせた。彼らはカルフーンがイギリスとの戦争を懸念し、メキシコとの間のそれとの二正面戦争に突入する怖れのあることを予測し、これを避けるために再びサウスカロライナから上院議員に復帰して49度ラインでの妥協解決を計るためのリーダーシップをとるや、彼に積極的に反応した。一方、テキサス併合は1845年2月に投票にかけられるとともに、係争地点であったリオ・グランデ附近まで軍隊が派遣されていた。そしてメキシコ戦争が5月に宣戦されていた。即ち南西部への拡大計画はこのように着実に進められていたに対し、北西部オレゴンへの浸透は極めて消極的だったことが、この時点におけるポーク政権の明白な動きであった。

北西部デモクラットはこれが南部デモクラットの圧力によるもの、彼らの背信とうけとって怒りを激発させた。たとえばインディアナのハニガン上院議員の次の南部非難が北西部の感情を代弁する、「テキサスとオレゴンは同じ時に生まれ、育くまれ、同じ揺りかご——ボルチモア大会——で大きくなった。そし

てこの2つは全合衆国の民主党員によって同じ時にとりあげられたものである。テキサスが加入を許されるまでは瞬時のためらいもなかった。しかしテキサスが加入した瞬間、テキサスの独特の友人たちは背を向け、オレゴンをあらん限りで窒息させようとしている」。下院ではダグラスが、「オレゴン法案が上程された時、それを妨害するゲームが戦われているように見える……オレゴン問題には紳士方を尻ごみさせる大きな恐怖があるようだ。しかもこの紳士方はテキサス問題には大胆に対処し、尻ごみなどしなかった方々である」と、彼ららしい抗議と憂慮を示しているが、同じイリノイ選出のウエントワース下院議員はより直截的である。即ち「南部はテキサスを得るために〔北〕西部を利用したが、今や西部を切りすてるつもりでありオレゴン反対に走るであろう」。

他方、南部はこの問題に関し西部から疎外されること、さらには西部が支持を求めて従来の南・西提携を犠牲にして北東部に走ることを極度に警戒した。ヤンシー（William L. Yancey）は西部デモクラットに次のような索制を試みている。もしオレゴンをめぐる対英戦争に発展することになれば、北東部は東部カナダを獲得するためのみ戦い、遙か遠隔の全オレゴン領域要求には力をかさないであろう——即ち北東部デモクラット（ヴァン・ビューレン派）は、彼ら独自の地域的利害を追求しつつあるだけで西部の真の友ではないのだと説明しようとしている。ヤンシーのこのような西部への釈明、また全オレゴン領有を無責任に主張する北部デモクラットと反奴隷制ホイッグの究極の目的は、対英戦争であり同時に「奴隷制を廃止する公然たる意図を持った」戦いを挑むものであるゆえに、真の狙いは彼らがアボリショニストの票を吸収する努力であるとのカルフーンの解釈開陳は、いずれも54度40分を主張する北部デモクラットの行動がアボリショニストの好意をかちとることよりも、南部デモクラットと競合して西部デモクラットを南部から切りはなし、北部陣営内に組みこむに際しての有利な足場を築くことにあったのを、南北双方のリーダーが熟知していたことを示している。

一方、ヴァン・ビューレン派は南部が背信行為をなしつつあるとの西部の感情、東部の反奴隷制感情を結集した。ダグラスの前述の発言の翌日、キングは南部の行動をロンドン・タイムズを引用して解説した。いわく、カルフーンは

イギリスが奴隷制つきでアメリカにテキサスを併合させるのを黙認するとの保証と引換えに、すでにオレゴン問題では妥協的解決に態度を固めている、と。キングはかくて全オレゴン要求を強調し、いかなる妥協にも反対の旨を宣言した。同じ立場を表明した反奴隷制ホイッグの理由は、自由テリトリーの増大が奴隷主権力を弱めるであろうからというものであった、との一史家の指摘は首肯できるものである。

³⁹ 南部による西部慰撫の不成功、ポーク政権のオレゴン妥協の政治的効果はどう出たか。それは多くの北部、西部デモクラットの目に大統領の背信、さらには南部利益のために他のセクションの利益を積極的に犠牲にする態度の表明と受けとられた。とくに西部はテキサス・オレゴン問題での南部の背信を怒り、その感情はさらに西部人の最も望んでいた河川港湾法案に対するポークの拒否権発動、また南部デモクラットがその拒否権を支持する投票をしたことにより党内軋轢を激化させる因となった。オレゴン妥協は、イギリスとの条約批准を⁴⁰上院の全ホイッグが支持することにより、ようやく確保できた（最終投票は41対14）。しかしこの勝利は極めて高価な代償であがなわれたことが判明した。河川港湾法案拒否も同じ効果を生んだ。多くの北部、西部デモクラットが与党政権に強い背信感を抱いた。それらは「民主党内で、国会で最初に公然と南部派と北部派の存在することを知らしめた。そしてそれらは拡大賛成の bi-sectional basis を破壊した。かくてそれらは民主党における分裂の……運命的原因であった」。

⁴¹ 民主党分裂の因子は以上に留まらなかった。即ち伝統的ともいえる関税政策の行方が注目されていたのである。ここでも又、ポークの巧妙すぎる選挙戦術がトラブルの因となった。選挙戦中、彼はフィラデルフィアの支持者に両義にとれる手紙を公開しているが、必ずしも保護関税を好感するとは明言していない。ただし「製造業を含めて……全ユニオンのあらゆる大きな諸利益の保護」を是とする明白な行文がある。それゆえ、この手紙によってペンシルヴェニアの民主党リーダーはポークは関税引下げはすまいと有権者をも又、多分自らをも納得させえた。このような了解を下敷にして、彼らはクレイに抗しポークにペンシルヴェニアを獲得させたのである。しかし彼が自由貿易論者のウォ

ーカーを財務長官に任命し、ウォーカーがアメリカ史上でも真の関税引下げと言われる所謂ウォーカー法案を提案した時、北部デモクラットは再び政府への不信を強めた。1846年7月ウォーカー法案は下院を114対95で通過したが、ホイッグが全員反対したのに加え、17人の北部デモクラットが反対投票を行なっている。上院では僅かに28対27の1票差で通過しているが、北部の反対派はこの法案が新しくユニオンに加わったテキサスからの2票がなければ通過しえなかったであろうこと、それにつれて南部州テキサス加盟の重大さを改めて認識せざるをえなかった。

かくてボルチモア大会⁴²でヴァン・ビューレンが指名に敗北して26カ月後、オレゴン妥協の採択後7週目、ウォーカー関税法通過後およそ1週間で、ウイルモットがあこの条項を提案したことになる。この意味において同条項は、党略の視点から説明することが可能であり、民主党内で地域的隊形をとった一連の内部抗争のクライマックスとして説明しうる。右にあげたすべてのことの結果が、ヴァン・ビューレン派に奴隷制問題⁴³をとりあげ党内野党として反政権活動に走らせる機会を与えた。

従来、史家によって軽視されてきたウイルモット条項導入のこの党略的側面に、近來、光があてられてきたのは内戦前史研究にとり1つの大きな収穫ではある。しかしながら前述したごとく、党内分裂の考察の重要性以上に、ユニオン分断力を持つ奴隷制論争（ウイルモット条項に触発された）をなぜに政治家がとりあげたのかを問うことが、より重要であろう。なぜなら北部人は関税、オレゴン境界問題よりも奴隷制問題をとりあげ、反政権の態度を表明することの方が戦術として有利であり、人心にアピールする度合の高かったこと——即ち奴隷制論争が南北間対立の象徴として、いまや南部に牛耳られているかにみえるポーク政権への反抗の象徴として、うけとられる環境のあったことを鋭敏に感じとっていたからに他ならない。また新しいテリトリーがどのセクションに赴くのか——これは両セクション間で上院で辛うじて保たれていたバランスを永續させるか、くつがえすかという実に生々しい問題に直接した。同条項はその意味においても、地域間対立のシムボルとならざるをえなかった。

（註）

- ① Morrison, *op. cit.*
- ② Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” p. 273.
- ③ Persinger, “‘Bargain of 1844,’” I, pp. 189—195. See also Morrison, *op. cit.*, p. 181 note 73.
- ④ Louis Filler, *The Crusade Against Slavery: 1830—1860* (1960), p. 187; Potter, *Impending Crisis*, pp. 25—26.
- ⑤ ブリンカーホフが談合したとする反奴隷制民主党员は、メイン州のハンニバル・ハムリン、ニューハンプシャ州のジョン・P・ヘイル、ニューヨーク州のブレストン・キング、マーチン・グローヴァ、ティモシー・ジェンキンズ、ヴァモント州のポール・ディリングラムである。ウイルモットが相談したとしている人物は、グローヴァ、ブリンカーホフ、ハムリン、キング、それにニューヨーク州のジョージ・ラスバンとペンシルヴァニア州のジェームズ・トムプソンである。See Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” pp. 262, 263. 2人があげた人名に重複或いは脱落が認められるが、いずれも東部反奴隷制民主党员である事実はいささかも揺がない。See also Charles B. Going, *David Wilmot Free-Soiler* (1924), pp. 134—135.
- ⑥ Morrison, *op. cit.*, pp. 12, 13, 16—17.
- ⑦ Going, *op. cit.*, pp. 134—135.
- ⑧ Stenberg, “Motivation of Wilmot Proviso,” pp. 535—541; Morrison, *op. cit.*, p. 180; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” pp. 263—264.
- ⑨ See *Cong. Globe*, 29 Cong., 1 Sess., pp. 64—65.
- ⑩ Avery O. Craven, *The Coming of the Civil War* (1942), pp. 224—225.
- ⑪ Morrison, *op. cit.*, p. 181; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” p. 265.
1846年8月8日、ウイルモットが提唱して以後、同様内容の附帯条項はすべて彼の名を冠せられることになった。彼は従来の政権寄り姿勢を買われて議場の発言を拒否されぬであろうとの理由で、同条項を提案する最初の人物となる機会に恵まれた。
- ⑫ Craven, *op. cit.*, p. 223.
- ⑬ 乖離する成長率がセクショナリズムに及ぼした影響については次の書を参照せよ。Thomas P. Kettell, *Southern Wealth and Northern Profits* (1860,

1965 reprinted edition); Jesse T. Carpenter, *The South as a Conscious Minority, 1789—1861* (1930), pp. 7—33.

- ⑭ James D. Richardson (ed.), *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents, 1789—1897* (10 vols., 1901), IV, p. 442.
- ⑮ 「この戦争は民主党政権によって始められ遂行された。従って民主党の戦争と考えられた」。「最初からこの戦争の結果として、合衆国がメキシコの領土を獲得すべきであるというのがポークの決意であった」。Milo M. Quaife, *The Doctrine of Non-Intervention with Slavery in the Territories* (1910), pp. 4, 5, 6.
- ⑯ *Ibid.*, pp. 6—7; Morrison, *op. cit.*, pp. 3—4.
- ⑰ 戦争関連法案は次より成る。志願兵任命についての大統領権限を抑制する諸動議、戦争を最終的勝利に至るまで遂行するとの提言、軍隊増強と追加特別予算に関する案件などについての投票状況を調べたもの。See Silbey, *op. cit.*, p. 249.
- ⑱ *Ibid.*, pp. 77—78.
- ⑲ 第29国会の勢力分野次のごとし——民主党（下院143、上院31）、ホイッグ党（下院77、上院25）。*Ibid.*, p. 245; *Notable Names in American History* (1973), Legislative Branch, 29th Congress, pp. 89—90.
- ⑳ Quaife, *op. cit.*, pp. 4—5; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” p. 270.
- ㉑ *Ibid.*, p. 266.
- ㉒ Potter, *Division and Stresses of Reunion*, p. 28.
- ㉓ Morrison, *op. cit.*, pp. 5—6; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” pp. 270—271; *Cong. Globe*, 28 Cong., 2 Sess., p. 173.
- ㉔ ヴァン・ビューレン派の叛乱およびテキサス併合問題の党分裂効果については次を参照。James C. N. Paul, *Rift in the Democracy* (1951); Charles M. Wiltse, *John C. Calhoun, Sectionalist, 1840—1850* (1951), pp. 60—186; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” pp. 267—273.
- ㉕ Porter and Johnson (eds.), *National Party Platforms*, p. 4; Potter, *Division and Stresses of Reunion*, p. 28; do., *Impending Crisis*, pp. 24—25.
- ㉖ Silbey, *op. cit.*, p. 60.
- ㉗ *Cleveland Plain Dealer*, July 18, 1845, quoted in *ibid.*; Craven, *op. cit.*,

「明白なる天命」とウイルモット条項—南北戦争への序曲（山口）

- pp. 206—219; Wiltse, *op. cit.*, p. 246; Gerald Capers, *Stephen A. Douglas, Defender of the Union* (1959), p. 40.
- ②⑧ *Cong. Globe*, 28 Cong., 2 Sess., p. 194 (Jan. 25, 1845); Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” p. 271.
- ②⑨ *Cong. Globe*, 28 Cong., 2 Sess., p. 19; *ibid.*, p. 244; Morrison, *op. cit.*, pp. 5—7.
- ③⑩ *Ibid.*, p. 8.
- ③⑪ *Ibid.*, pp. 176—177 note 24. もっともポークはそのような約束はしなかったとの説あり、今日も断定不能である。
- ③⑫ *Ibid.*, pp. 9—11; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” pp. 271—272.
- ③⑬ Edwin A. Miles, “‘Fifty-four Forty or Fight’—An American Political Legend,” *Mississippi Valley Historical Review*, XLIV (1957), pp. 291—309; Potter, *Impending Crisis*, p. 25.
- ③⑭ ポークはすでに同年3月の就任演説において、全オレゴンを要求すると主張していた。
- ③⑮ 54度40分感情は北西部デモクラットの間に極めて強かった。オハイオ州民主党大会は、連邦政府は全オレゴン領域要求の主張を修正する権限がないとの決議を採択している。Morrison, *op. cit.*, pp. 11, 178 note 41.
- ③⑯ *Cong. Globe*, 29 Cong., 1 Sess., p. 110; Morrison, *op. cit.*, pp. 11—12; Potter, *Impending Crisis*, p. 25.
- ③⑰ *Cong. Globe*, 29 Cong., 1 Sess., pp. 205—206; Avery O. Craven, *The Growth of Southern Nationalism, 1848—1861* (1953), pp. 30—32; Morrison, *op. cit.*, pp. 11—13; Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” p. 274.
- ③⑱ *Cong. Globe*, 29 Cong., 1 Sess., App., p. 87; Morrison, *op. cit.*, p. 13.
- ③⑲ *Ibid.*, p. 12.
- ④⑰ 河川港湾法案への拒否権発動に対する西部の激怒については、前掲拙稿参照。See also Avery O. Craven, *Edmund Ruffin, Southerner: A Study in Secession* (1932), pp. 264—265, note 6.
- ④⑱ Potter, *Impending Crisis*, pp. 25—26; Morrison, *op. cit.*, pp. 11—13.
- ④⑲ ウイルモット条項導入の背景として関税の重要性を論じたものに Stenberg,

“Motivation of Wilmot Proviso,”がある。See also Potter, *Impending Crisis*, pp. 26—27.

- ④ 与党であり国会での多数派でもある民主党が、かくて或る問題については多数派ではありえなくなる。この民主党内紛を惹起した条件を幾つかあげる史家は多いが、通常それらは4つに整理され、さらに2つに絞られる。即ちポーク派とヴァン・ビューレン派の対立、或は南部派と北部派の対立と、野党ホイッグ党の相対的な少数さ、デモクラットを刺激して団結せしめるような強力な対立政党の不在があげられ、それが1846年ウイルモット条項を機に、政党政治から地域間政治への契機をなしたと示唆される。See Silbey, *op. cit.*, pp. 70—71.

（四） 地域間対立のシムボル

内戦前史研究家は、次の簡明ではあるが十分に解答困難な問に答えねばならない。何が一体ウイルモット条項を激しい論争の中心にすえたのか、又何故にそれが地域間対立のシムボルにまで昇華し、以後内戦まで両セクション間の政治的攻防の最前線に置かれ続けたのか。

同条項の持つ内的爆発性および後の政治史的重要性からみれば、不可思議なまでに提案時には激しい議会審議もみられず、相次いで立った質問者からも大きな注目をひかなかった。このことは、それが奴隷制への攻撃としてよりも、政治的不満分子の策動、より政治的戦術としてみなされ且つそのように扱われた事実に負う^①。加えて危険な奴隷制問題をアジテイトしたくないとする一般の空気が存在したからである。南部人はその内容に当惑し怒りを覚えながらも、比較的に平静を保持した。始めて同条項が提案された次の国会において、ノースカロライナのドビンは次のように述べている。「去る国会において、この好戦的宣言書が登場した。会期が終ってみると、その結果は流血を見ずにすんだ。我々は戦争は終わったとの希望にひたった。しかしこれは第一ラウンドの終末にすぎないように思える」^②。この発言は同条項登場時の一般的空気と、以後の国会での扱われ方とを端的に示唆している。

もしこの附帯条項が従来、史家に言われてきたように純正の反奴隷制運動の

表現というよりも、単なる政治的戦術であったとしたら南部は「戦争は終わったの希望にひたる」ことができた。しかし、第二ラウンド以降が準備されていたのである、しかも「純正ならざる」反奴隷制運動の政治的凝集点として。それが同条項をシムボルにまで高めた基本的要因でもある。このことを理解するために、我々は2つの方向——1つは同条項がひきおこした合衆国憲法をめぐる、特にテリトリーの憲法上の地位をめぐる「錬金術的」なまでの巧緻、錯雑な憲法理論の検討と、いま一つは全く「感情的」な人民の対応の仕方への考察——からの接近を要求される。

第1の方向よりの接近、即ち戦わされた憲法原理の慎重な解析は稿を改めて詳述するとして、おおよそ次のような予備的整理を附すに留める。同条項は合衆国憲法およびその下での議会制定法には（少くとも提案時点まで理解されていたそれ）完全に合致しており、何ら違背するところがない。奴隷制を禁止するに当り、同条項は1787年憲法制定会議が開かれている間に、大陸会議により採択された北西部領地条例（1787年7月13日）の文言とほとんど同一のものを使用している。従って、今日までしばしば同条項の真の作者はジェファソンだとさえ言われてきた。さらに入念なことには、合衆国憲法採択後、連邦議会は同条例を再確認^③しこれを成文法とした（1789年8月2日）。それ以後、該地区に直ちに准州が組織されるや一連の五つの准州法は事実上、同じ字句を使用して奴隷制禁止を行なってきた。かくてワシントン、ジョン・アダムズ、ジェファソン、モンロー、ジャクソンの諸大統領はすべてこの法を尊重し、国会はテリトリーにおける奴隷制を禁ずる合憲的権限を持つとの原理に疑問を抱くことがなかった。即ち1846年ウイルモット条項提案までは、テリトリーについて国会が法制定する権限は、深刻な挑戦をうけることがなかったのである。

従って、同条項が侵犯したのは合衆国憲法下の議会制定法ではなく、連邦議^④会がとり続けてきた慣習であった。その慣習は第1国会にまで溯上する。

国会がテリトリーにおける奴隷制を禁じうる権限を有することは、右のごとく北西部領地条例および議会制定法により確認されていたが、同時にかかる権限が無条件に行使さるべきだと解されていた訳ではない。むしろかかる国会の権限は、両セクションの要求を認識するような方法で使わ^{べき}だとの見解が

政治指導者の間に一般であった。従って、国会は1789年12月22日ノースカロライナから、1802年にはジョージアからそれぞれ、その西方の土地の割譲をうけたが、その際「国会によって制定され或は制定されるであろう如何なる規制も、奴隷の解放を生ずるがごとき傾向を持たしめてはならない」との条件が附されていた。国会はこの条件をうけ入れ1つの南西部テリトリー（後のテネシー州）^⑤を設立し、ジョージア割譲地と北部フロリダのそれを加えてミシシッピ・テリトリーを組織したが、いずれも先の北西部領地条例の反奴隷制条項が適用されてはならないと明白に定めたのである。以後、1798年～1822年まで国会は同様の方法で幾つかの南部テリトリーを組織したが、それらの准州法は奴隷制を禁じた准州法と数の上で、ほぼバランスされてきた。要約すると、連邦政府はテリトリーの奴隷制に関し、統一政策を維持せず、オハイオ河をもって以南を奴隷テリトリー、以北を自由テリトリーとし、その数が南北同数になるような一種の慣行的分割を行ってきたのである。従って、ウイルモット条項は議会制定法には違背しないとしても、この定着した政治的慣行を大きく崩す内容を持ったために、テリトリーに関する一大憲法論争の火種を提供したのである。その意味の重要性と、政治家により大衆にアピールされた頻度により、それはシムボルとしての地位を獲得するに至る。

^⑥シムボルは人の感情にアピールするものでなければならぬ、と同時に人の感情によって支持されるものである。或る特定の政治問題が、投票集団を形成する個人にどんな意味を持つのかを理解するのは困難である。従って、世論は世論と政治行動の間を媒介する政治家の行動と思考、さらには彼らが戦術的必要から集約的に作りあげたシムボルへの対応などにより推断されねばならない。また人の諸経験を幾つかのカテゴリーに分けて「感情的」な面と、逆の「理性的」なそれとに分類すれば、我々はウイルモット条項問題における、また広く地域間闘争における「感情的」な要因の重要性を否定しえない。このゆえに前述した同条項シムボル化検討への、第2の接近が要求される。

そのことは次の史実によって、よりその必要性を確認させられるであろう。

同条項に対し、南部デモクラットは大衆動員の具にするような扱い方を示し続けた。北部でもこれが大多数の人々にアピールしたことは、やがてこれを引

金に北部、西部で共和党を生み、さらに共和党の大統領選挙勝利が1860年ユニオンの最終的危機を生んだ点よりみて明白である。かかる重要性を持つにもかかわらず、1840年代、同条項が適用されるはずのテリトリーは、特に奴隷制には不適な地であると考えられていたのが一般であり、事実、奴隷主は該地に奴隷を伴ない赴くことを好まなかった。たとえば奴隷制に最も適すると見做されていたカンザス、また距離的にみて奴隷所有主側よりする南部の現状を「救う」ため同地に奴隷を伴なうべきだとの圧力が最も強かったカンザスに移住した南部人は極めて少数でしかなかった。よく組織され、最も喧伝されたビュフォード少佐の遠征隊は、単一のものとしてはその規模において遙かに他を凌駕するものであったが、基金は僅かに1万4,000ドル、移住者は300人を集めたにすぎず、しかもその中に含まれる奴隷主は極めて少数であった。南部最大のデマゴグ、カルフーン自身、西方テリトリーに奴隷を伴なうことを期待していなかったし、彼の有力機関紙の1つチャールストン・マーキュリー紙は同条項をめぐる論が白熱していた時点で、その社説において「カリフォルニアでは奴隷制はペイしない」と論じている（1847年8月13日付）。北部でも、反奴隷制派のJ・Q・アダムズが同様の観点に立っていた。それゆえ彼はむしろウイルモット条項は不用であるとさえ論じていたし、ポーク政権およびその支持者たちも、同様見地よりして、テリトリーをめぐる闘争は実体的意味を持たない抽象事だとしていた。

⑧
このような理解と、現実の移住者の少数なるにもかかわらず、南北双方の非奴隷所有者がテリトリー問題に重大な関心を持ったのは何故か——その疑問は次のようにパラフレイズすればより判明しやすい。(1)何故に北部人の圧倒的多数が、奴隷をテリトリーに伴ないいく権利は否定さるべしと主張したのか。(2)何故に奴隷制とは直接の利害を持たない南部白人人口の4分の3（即ち非奴隷所有主）の人民が、かかる権利が擁護されねばならないと、事実上、一致して要求したのか。

現実的問題として右のごとく多くの人民と政治家、さらには奴隷制擁護派でさえも、西方テリトリーでは奴隷制は生存しえないと信じながら、ウイルモット条項に対しそれぞれが決定的に反対、或いは賛成したという事実、これが人

民に現実の問題としてよりも遙かにアピールした事実——これこそが同条項に重要性を附与したポイントであり、そのゆえに我々は特定の問題に対する人間の「感情的」な要因の重要性を否定しえない。

言うまでもなく内戦原因論において、この「感情的」要因を重視したのは修正派の史家たちである。彼らには、南北両セクションを分けていた諸問題はアジテーターによって感情的に爆発点に達するまで利用された本来は表層的な問題だとみる傾きがあり、それらが無責任に煽りたてられ南北双方の人民の感情を激化させたとみる視座がある。その余りに、彼らの著作には奴隷制をめぐる地域間の基本的な道徳上の闘争を軽視する傾向が認められる。

かかる姿勢は修正派批判グループの1人、シュレジンガーによって極めて重大な欠陥として指摘された。「自ら奴隷制危機の道徳的側面への洞察をなすことを拒否し……修正派はこの危機を生みだした諸緊張への歴史的な理解をなすことを拒んだ。たとえばテリトリーにおける奴隷制、或いは逃亡奴隷法の強化にその重要性を与えたものは奴隷制の道徳問題であった」。

この指摘の中には地域間闘争への深い洞察がみとれるが、今日、我々はすでにみたごとく、合衆国のどのセクションもニグロに対し clean hands を持たなかったことを知った以上、北部がニグロに対し道徳的態度をとり、南部がその逆であったとする考えに合致しているこのシュレジンガーの仮説を、全的に許容する必要はない。しかしながら修正派の指導的史家クレイヴンと、批判グループの1人シュレジンガーとが一致している点があることに注目してよい。両者ともにウイルモット条項のような具体的な問題が、奴隷制についてのセクション間の基本的相違のシムボルとなったとする点がそれである。

重要な政治的シムボルとは、多数の諸シムボルの中で最適と思われるもの——即ちその周辺に蝟集する多様な意味を表現するに最大の潜在力やエネルギーを持つものが、それによって表現される原理に従って形成されるものであり、一般大衆の意識を圧倒的に獲得するがごときものである。従ってクレイヴンが言うように、ウイルモット条項問題が地域間闘争のシムボルとなったのは、南部が自らを奴隷制と同定したことによって不可避免的に生じたのであり、シュレジンガーの述べるごとく「他の政争の具になる諸問題」が、既存の

体制の中で他を吸収することによって生じたものである。「他の政争の具になる諸問題」として、それまでに関税、内陸改良等がとりあげられてきたのは周知のことであるが、それらは奴隷制問題に直接的に絡んでいないゆえに、シムボルとしてはより昇華しがたいものであった。今やテリトリー問題は奴隷制に直接的に絡み、且つ合衆国憲法の解釈をめぐる政体そのものを問う包括的要素を持ったためにシムボルとなった。

同条項は奴隷制に直接的に絡むものであったが、既存の奴隷制を扱うものでなかったゆえに、まさに同条項の生起せしめたテリトリーの奴隷制問題は「奴隷制の外周的問題」であったことは事実である。しかし同時に史家にとっては「解明されねばならぬ問題」である。外周的でありながら解明を避けることができぬ問題、との認識は当時の人々が意識的に地域間闘争の中心的問題、即ち奴隷制の廃止或いは維持を対決的にとりあげることを避けたとの認識を基底にしている。それはたとえば前述したごとく、アボリションが当時北部で極めて少数の支持しか集めえなかったことに如実に示されるし、近時ウイルモット条項の史的意義を評価した諸史家の作品にも明らかである。即ち同条項は北部人民の、彼らが一方で奴隷制に対して抱く良心の痛みと、他方で彼らが持ったアボリションのもたらす怖るべき結果——北部人に強く存したニグロフォビア——への懸念、ならびにユニオン分裂をおかしたくないとする気持との間の妥協策であった、と。かかる意味で同条項の利用価値は政治家にとって、極めて大であった。^⑪

人はシムボルを通じて自己の社会的実在を表現する。シムボル化の過程を通じて、人は非現実的な問題を恰も現実のものであるかのごとくに扱う傾向を示す。同条項とこの点を結べば、当時のほとんどの政治家が奴隷制は西方テリトリーに適合しないという可成りの事実と認識とを有しながら、この問題を恰も最大級の現実的重要性を持つもののように扱ったことに気付くのである。

かくて南部では、カルフーンが大統領ポークに対し奴隷がテリトリーに伴ないかれることはほとんど期待しないと語った一方で、常にかかる合憲的権利が守られねばならぬこと、常に守らるべき権利が現実にあるかのように主張し続けた。また後日 ウイルモット条項を「詐欺」と酷評したスティヴンスは、^⑫

1848年にクレイトン妥協案を厳しく非難した。なぜなら同妥協案はテリトリー問題を、究極的には合衆国最高裁の決定に委ねることを内容としていたからである。当時の最高裁判事の構成、或いは心理的傾斜は圧倒的に親南部的であったことが歴然としていたにもかかわらず、それは奴隷主が奴隷をテリトリーに伴ないうるとの合憲にして神聖な権利の放棄を意味すると解されたからである。この問題についての南部の厳しい不退転の構えがうかがえよう。

¹⁴ 一方、北部では同条項を擁護してウイلمット自身、もしこれが採択されねば奴隷主は将来テリトリーに奴隷を連行するだけでなく、問題のテリトリーが合衆国に併合される以前においてすら、すでにそれが行なわれつつあると主張した。1850年センサスは、テリトリーには一握りの奴隷しか存在していなかったこと、¹⁵ 従って北部の右のような恐怖が非現実的であることを示しているかにみえる。しかし、かかる数字がウイلمットおよび同条項賛同者の意見をいささかも変化させなかったことは言うまでもない。¹⁶

明らかに非現実的と思われるテリトリー問題が現実であるかのように扱われ、それが地域間の「感情的」敵意をかきたてた。

問題は、この時代の大衆が何故にそのように unrealistic であったかではなく、どのような諸現実的事象がこのテリトリー問題の中に、さらには大衆の感情の中に組入れられていったのかということである。それは各セクションの指導的政治家を通してさぐることができる。彼らはそれぞれのセクションに、敵意と恐怖心を煽った。

南部のウイلمット条項に対する警戒心、或いは反対理由は例によって、カルフーンにより最もよく代弁された。南部が自らを奴隷制社会化し、逆に北部が自由社会として対立が露わになり始めるにつれ、センサスの数字は、ますます国会における南部政治力の相対的低下を示唆しはじめた。同条項の出現は、南部を除外して北部にテリトリーを附加させ、かくて地域間勢力のバランスを崩し南部を少数派に追いやるとの恐怖を急速に現実化するとうけとられた。カルフーンが上院で行なった演説は、まさにこの恐怖と同条項へのむき出しの敵意を表明している。「もしこの攻撃的な政策が続行されるなら——もし非奴隷所有州が今後ともこの決意に執着し、そして我々が現有の、また獲得する見込

みのあるテリトリーから完全に排除されるとすれば……我々の状況は今後どうなるであろうか……南部側には僅かに14（州）——我々は固定化され、局限化される、しかも永遠に——そして非奴隷州側には28（州）が存在することになる……諸賢、連邦政府は完全に非奴隷所有州の手中に帰すであろう……我々は全的に非奴隷所有州の意のままにされるであろう。我々が彼らの公正と、我が利益尊重の念に期待しうるか。答えは明らかにノーである。カルフーンは更に論を進めて次のように予言している。「この国の2つのセクション間——奴隷所有州と非奴隷所有州間——のバランスが破壊される日は、政治的革命、アナキー、内戦、そして広汎な大災厄を眼前に見る日である」¹⁷。西部の地理的条件と、最近の政治的、経済的提携パターンの変化を考慮に入れば、この政治的バランス崩壊の日は一層早く実現する。カルフーンの演説は南部に根深くあった北部優越支配の恐怖に訴えるべく意図されたものであり、北部支配の不可避性を強調することにより南部人に強くアピールした。

恐怖心はしばしば怒りの形をとって表出する。ウイルモット条項への南部の反対は、それがテリトリーに対する各セクション平等の権利を南部から剝奪することへの怒りであった。1846年秋、アラバマ州の一集会の決議に言う、「我々はこの原理〔テリトリーからの奴隷制排除〕が不正であると主張する……テリトリーが獲得されれば、それは制約なしにすべての市民に開放さるべきである。そして奴隷諸州に対し、国家のためにと課税し、我が国の権利と名誉を維持するためにと戦場に召集し、しかも戦い疲れた兵士たちが勝利を飾って故里へ帰った時、彼の血でかちとり彼の金銭で買った領地に、彼の財産〔奴隷〕を携行しえないなどと告げるべきであろうか」¹⁹。

このような怒りと恐怖を基底にした抗議が、同条項に対する南部の憲法論に集約された。南部連合の副大統領スティヴンスが、後日南北戦争を憲法をめぐる正統派と異端派間の闘争とみた大部の著述を世に問うた因がそこにある。奴隷制を合法的制度と認めた合衆国憲法の下、南部はテリトリーに奴隷を伴う合憲的権利を他のセクションがいかに守るか否かの試金石として、同条項を攻撃目標にした。南部は既存の政体を変えるつもりはなかった、それは北部も同じであった。従って双方が現存の政体の枠内で、正邪を争う憲法論争が激しく²¹

戦わされる形質をとるのは当然ともいえた。

同条項への南部人が一体となつての（特に非奴隷所有白人の間に強くみられた）反対の激しさは、それが南部の政治力を削ぐ意図を持ち、且つ北部社会の南部奴隷制社会に対する優越性を含意したことへの反撓からも説明されねばならない。それは南部社会劣等性を摘示した侮辱でもあった。奴隷制がもし経済的に収益性がなかったら、内戦前南部で維持され持続されなかったであろうことは真実かも知れぬが、ほとんどの南部人、殊に非奴隷所有白人にとっての奴隷制の emotional value は重要であり、そのことは奴隷制が一つの社会制度であったことに由来していた。

社会統制の一制度としての奴隷制——それは南部白人の感情に特に強くアピールした側面であり、まさに「南部史の中心的テーマ」であった。フィリップスはそのことを十全に述べている、「奴隷制は労働の支配を準備するために制度化されたのみならず、人種調整および社会秩序の制度としても制度化されたものである。そして時を経て奴隷制が攻撃をうけるに至った際、それは既得の利益としてだけでなく、活潑さと怒りをこめて白人優越および白人文明の保証として擁護されたのである」。黒人奴隷制を挺子にしての白人優越維持へのコミットメントは、非奴隷所有白人のそれへの深い感情的執着を説明しているし、また奴隷所有主側の彼らをそれに組入れ、持続させようとした意識的且つ継続的努力が非奴隷所有白人の対黒人感情を、より尖鋭化させるのに貢献した。多くの黒人人口の存在と両人種の平和的共存を考慮すれば、黒人奴隷制が絶対必要だとコンセンサスが南部白人の間に浸透していた。

南部人にとって西方テリトリーの閉鎖は黙許できない。ウイルモット条項はアポリションと同じ意味を持つとの認識があった。同条項は「奴隷州の周りに政治的、社会的分界線」をひき、南部の周辺を敵対の人口で囲むのみならず、「各方面において我々の奴隷に不服従と叛乱を使喚する人々」でとりかこむからである。チャールストン・マーキュリー紙は「奴隷所有主および奴隷の破滅」と題する社説において、「彼ら〔Proviso men〕は我がテリトリーに境界線をひき、我々を全方向的に封じこめ、我々の土地を枯渇させることを狙っており、その一方で我々に大量のそして役に立たない人間ども〔ニグロ〕を押し

つけようとしている」と攻撃しているが、同紙の分析に従えば南部人の大多数は南部の直面している第一義の問題として、²⁴ 奴隷制をでなく大量の黒人人口の存在を考えているのであって、奴隷制はむしろこの問題への解だとしている点に注目してよい。

北部のウイルモット条項推進派、および彼らがアピールしようとした北部大衆と、南部人の間に極立った類似性を見出すのは興味深い。類似点とは、端的にいて同条項の政治的効果と、白人優越主義——黒人劣等観、或いは黒人嫌悪の念である。若干の証言でそれらのことを明示しよう。

ウイルモット条項推進派の論理は、カルフーンがそれに反対したと全く同じ論拠に立っていた。即ち北部もまた他のセクション南部に服属化されると信じていた。殊に彼らの怒りは、北部の人口が相対的に南部のそれを大きく圧倒しているにもかかわらず、南部は不釣り合いほどの政治力をえている、たとえば所謂5分の3ルールにより下院での劣勢を長らく避けえてきたし、上院では慣例に従っての各種委員会²⁵の委員長を多く選出することにより、国会を支配している事実に向けられていた。いま南西部に奴隷制が拡大していく可能性がみえた時、それがさらに南部側勢力増大の機会を開いたと知覚したのである。同条項は「奴隷主権力」^{スレイヴ・パワー}の手にテリトリーが入るのを阻止する決意の表明であり、その根底には右の北部側の恐怖心があった。

この種の懸念は自由土地運動の指導者ラスバンが同条項を擁護した演説に明白である。「北部はすでに長く支配を続けてきた者たちの意のままになり、犠牲にされ、屈従させられ裏切られてきた」。彼によれば数的優位の北部が南部の政治支配をうけ続けてきたのは奴隷制の直接的結果であり、同制度が「いまだ何物もそれを断ち切ることのなかったほどの強い絆」によって奴隷主を固く結合させ、一方、様々に分裂している北部に勝利することを可能にさせてきたと断じうる。

²⁵ 南西部テリトリーに奴隷制が拡大していくことは、ラスバンおよび彼が訴えんとした北部大衆から観ずれば奴隷主の最終的勝利につながり、ウイルモット条項の敗北は自由州の降伏を意味した。そこにはニグロの人権が考慮される余地はなかった。たとえば1848年6月ニューヨークのバーンバナー派大会で、い

ま1人の条項運動の指導者グローヴァーは多分、正直にすぎる演説を行なっている。「我々は間もなく30万人の奴隷主支配下でのモナーキーのもとで住むことになるう」、従って「問題は黒人が解放されるかどうかではなく、我々白人が自由のままにいられるかどうか（拍手）なのである」。

北部の南部支配に対する懸念、黒人の自由にそれが優先することの例証は困難な作業ではない。反隷隸制を標榜するバーンバナー派の有力紙ニューヨーク・イヴニングポスト紙のいみじくも且つ卒直に附された「白人のために何が必要か」と題する社説は、アボリションと奴隷制不拡大との区別を大胆に説明している。「どれだけの期間奴隷主がその奴隷を所有するつもりなのかまたかりそめにも彼らがニグロを解放しようとするつもりがあるかといった問題は不問にして、奴隷主が奴隷を連れてテリトリーに行き、その奴隷の存在への拒否反応によって自由労働が排除されてはならないということのみを、我々は要求しているのである」、と。また奴隷主権力の拡大懸念について、再びラスバンは言う、「彼らは奴隷のためにそれ〔新しいテリトリー〕を求めている。なぜなら奴隷制のあるところ奴隷主権力が隆盛となるからである」。従って自由土地運動とその政治的表現としてのウイルモット条項は、たとえ奴隷制がテリトリーにおいて経済的に非現実的だと考えられた場合でも、奴隷主の政治支配力削減、ニグロ嫌悪の観点からして譲ることのできぬものであった。

自由土地運動のレトリックは、ニグロに対する敵意の表現で満ちている。ベントンは「テリトリーからニグロを除いて清潔にしておく」よう主張しているし、或るフリーソイラーの下院での発言も、「墮落し退化した黒人たち」には何ら関心がない、と人種差別意識を隠してはいない。この南北両セクションの白人の顕著な類似性はフィリップスが指摘したところであり、近年の史家の「北部におけるウイルモット条項推進運動の最も強い感情的諸力の1つとして、殊にデモクラットの間には南部人と同様の白人優越主義維持の願望が働いていた」とする解釈に強い基盤を提供している。従って、北部の南部支配懸念とニグロに対する恐怖、或いは嫌悪は密着しており、ウイルモット条項は自由土地論者による「白人の決議」であり、テリトリーから奴隷のみならず黒人種そのものを排除することの北部の願望であった。

黒人人口が比較的少数であった北部においては、白人優越を確保する手段はニグロ排除であった。そして物理的に排除しえない時には、ニグロを市民生活からしめだすことであった。西部の白人はそれよりはもっと切実にニグロの恐怖を感じざるをえなかった。²⁹我々は例の大問題となったオレゴンにおいて、州憲法を批准する時の次の数字を極めて興味深い示唆としてうけとることができる。同テリトリーへの北部からの移住定着者たちは、奴隷制排除よりニグロ排除に強い関心を示した。即ちニグロ移住を禁止したオレゴン州憲法の条項批准の一般投票は8,640対1,081であり、奴隷制禁止条項に対するそれは7,725対2,645であったという比較するに値する数字が残されている。右の諸事実からウイルモット条項を推進せんとした北部、西部の白人の感情も、自由土地運動も、ともに現存する地域の奴隷制への直接攻撃を意図していなかったこと、同条項アピールの本質は北部人の望むものが南部奴隷制を破壊することではなく、奴隷制から発する確かな悪影響のみならず、大量の黒人人口の存在から発するに相違ないそれを、局地化し限封することにあった。

ブリンカーホフは、同条項に関し自分は、「自分たちの人種の福祉を極めて好感するほど十分に利己的であり、南部の双肩に彼ら自身が作出し招来したあのわざわいの重荷を任せ、持たせ続けたいと願うほど十分に報復的である」と述べている。ここに同条項が奴隷制のみならず、「南部の作出したわざわい」——大量の蔑視すべき黒人人口——をも同じく拡散させまいとの意を含んでいたがゆえに、まさにあのように強く北部人にアピールしたのであると解する根拠がある。

かくて南北双方の白人は、同じ偏見と同じ懸念の上立ってウイルモット条項賛否に大きく分極化した。北部デモクラットにとっては、さらに北部での反奴隷制感情を考慮に入れる必要があった。メキシコ戦争自体に反対することは政治的自殺を意味した。領土拡大は全国的願望だったからである。しかしメキシコ戦争は奴隷制拡大につながる怖れがあった。「それ〔メキシコ戦争〕への普遍的な大反対は、その目的と意図とがたとえそうでなくとも、効果は奴隷制の拡大に等しい」³⁰からなされねばならなかった。かくてウイルモット条項は、³²奴隷主権力拡大阻止と、高まる北部の反奴隷制、反黒人感情の荒波に直面した

北部デモクラットの側からする、南部攻撃的というよりも自衛的な戦術としてスタートしながら、遂には北部人の感情に強くアピールして奴隷制不拡大の原理を掲げる地域間闘争のシムボルにまで高まるに至って、セクショナリズムを激化させ内戦への序曲を奏でることになったのである。

（註）

- ① Craven, *Coming of the Civil War*, pp. 221—226; Morrison, *op. cit.*, pp. 18, 181—182.
- ② *Cong. Globe*, 29 Cong., 2 Sess., p. 383.
- ③ その重要部分は次に再録されている。“An Ordinance for the government of the territory of the United States North west of the river Ohio,” July 13, 1787, Articles of Compact, Art. 6, *Territorial Papers*, II, p. 49, quoted in Bestor, “State Sovereignty,” pp. 152—153; Potter, *Impending Crisis*, p. 54.
- ④ *Ibid.*; Bestor, “State Sovereignty,” pp. 152—153.
- ⑤ 国会がノースカロライナのこの割譲条件をうけ入れたのは1790年4月2日であるゆえ、一般に譲渡は1790年として扱われている。Bestor, “State Sovereignty,” pp. 154—155; Potter, *Impending Crisis*, p. 55.
- ⑥ ここに合衆国におけるテリトリー、特にテリトリーの奴隷制の憲法上の地位如何という問題が提起された訳であるが、これについては前述のごとく稿を改めて詳述する。この問題の重要性を排他的に論じた著作で現今入手が比較的容易なものとして次を参照されたい。Quaife, *op. cit.*; Bestor, “State Sovereignty,” pp. 117—180; Allan Nevins, “The Constitution, Slavery, and the Territories,” *The Gaspar G. Bacon Lectures on the Constitution of the United States, 1940—1950* (1953); Robert R. Russell, “Constitutional Doctrines with Regard to Slavery in Territories,” *Journal of Southern History*, XXXII (1966), pp. 466—486; Potter, *Impending Crisis*, pp. 54 ff.; Andrew C. Mc Laughlin, *A Constitutional History of the United States* (1935, 1963 edition), pp. 506—522.
- ⑦ カンザスに移住させられた数百人の奴隷は「そのほとんどが……利益をあげるためではなく 奴隷制擁護のために連れていかれたものであった」。Morrison,

op. cit., p. 194.

- ⑧ *Cong. Globe*, 29 Cong., 1 Sess., pp. 1215—1216; Morrison, *op. cit.*, pp. 18—19, 52—53, 194.
- ⑨ 修正派の研究およびその解説については、同志社大学アメリカ研究所訳「アメリカ史像の再構成」（昭和45年）のうち、拙訳第5章および解説欄をみられたい。また最も指導的な修正派史家と一般に目されるクレイヴンは後日、従来の所説に大幅な補強を加えたが、かつて筆者に「自分は自ら修正派と称したことはない」と語ったことがある。近時、合衆国におけるクレイヴン評価は「最も穏健な修正派史家」に落ち着いているようである。
- ⑩ Arthur M. Schlesinger, Jr., “The Inevitability of Violence,” in Kenneth M. Stampp (ed.), *The Causes of the Civil War* (1959), p. 116.
- ⑪ 逃亡奴隷法およびそれへの対抗策としての人身自由法は、奴隷制に直接的に絡んでいるが或る程度ローカルな問題であるゆえにシムボルとなりがたい面を持つとのモリソンの見解 (Morrison, *op. cit.*, p. 57.) には賛成しがたい。この問題の重要性についても稿を改めるが、さしあたり次の諸作をあげておく。Allen Johnson, “The Constitutionality of the Fugitive Slave Acts,” *Yale Law Journal*, XXXI (1921), pp. 161—182; Larry Gara, “The Fugitive Slave Law: A Double Paradox,” *Civil War History*, X (1964), pp. 229—240; Norman L. Rosenberg, “Personal Liberty Laws and Sectional Crisis: 1850—1861,” *Civil War History*, XVII (1971), pp. 25—44; Russel B. Nye, *Fettered Freedom. Civil Liberties and the Slavery Controversy 1830—1860* (1963), pp. 257—280; Mc Laughlin, *op. cit.*, *passim*.
- ⑫ アボリションの結果、北部へ解放奴隷が移住してくる可能性に対する北部人の恐怖については次をみよ。Williston H. Lofton, “Abolition and Labor,” *Journal of Negro History*, XXXIII (1948), pp. 274—276。および拙稿「南北戦争の一契機」文化史学第18号（昭和39年）。ユニオン分裂を北部がいかに懸念したかについては次をみよ。Martin Duberman, “The Northern Response to Slavery,” in Duberman (ed.), *The Antislavery Vanguard: New Essays on the Abolitionists* (1965), pp. 395—402.
- ⑬ Wiltse, *op. cit.*, pp. 352—353; Potter, *Impending Crisis*, pp. 60—61. 南

部大衆もこれに呼応した。たとえば1847年4月14日サウスカロライナにおける一集会の決議をみよ。 Quafe, *op. cit.*, p. 34.

- ⑭ Stephens to the Editor of the *Federal Union*, August 30, 1848, in Ulrich B. Phillips (ed.), *The Correspondence of Robert Toombs, Alexander H. Stephens, and Howell Cobb* (1970 edition), pp. 117—124; Potter, *Impending Crisis*, p. 271.
- ⑮ *Cong. Globe*, 29 Cong., 2 Sess., App., p. 316.
- ⑯ 同センサスの示す数字は次のごとくである。ニューメキシコ・テリトリーには奴隷なし、ユタ・テリトリーには僅かに26名、しかもそれらは多分主人に伴なわれてカリフォルニアへ向けての途次であったと思われる。1860年センサスは、ユタに奴隷29名、ニューメキシコにはなしと報告している。 Morrison, *op. cit.* p. 196.
- ⑰ *Cong. Globe*, 29 Cong., 2 Sess., p. 454. 彼はさらに恐怖を深めてこの事態が推移すれば、北部は合衆国憲法修正に必要な数、4分の3に達し、修正によって奴隷を解放するであろうと言っている。 Richard K. Crallé (ed.), *The Works of John C. Calhoun* (1968 edition), VI, pp. 308—309.
- ⑱ 前掲拙稿「ジョン・C・カルフーン」参照。
- ⑲ Quoted in Morrison, *op. cit.*, p. 65.
- ⑳ Stephens, *op. cit.*
- ㉑ Schlesinger, Jr., “Inevitability of Violence,” p. 116.
- ㉒ Robert R. Russell, *Critical Studies in Antebellum Sectionalism. Essays in American Political and Economic History* (1972), pp. 29 notes 14, 51.
- ㉓ Phillips, *Course of the South to Secession*, p. 152. 奴隷主よりする非奴隷所有白人への逆行的啓蒙努力は次によく看取される。“J. D. B. De Bow Emphasizes the Importance of Slavery to the Nonslaveholder, 1860,” in Robert W. Johannsen (ed.), *Democracy on Trial: 1845—1877* (1966), pp. 47—54; Albert Taylor Bledsoe, “Liberty and Slavery: or, Slavery in the Light of Moral and Political Philosophy, 1860,” in Harold D. Woodman (ed.), *Slavery and the Southern Economy. Sources and Readings* (1966), pp. 167—169.
- ㉔ *Charleston Mercury*, August 14, 16, 23, 1847, quoted in Morrison, *op.*

- cit.*, pp. 68—69.
- ②⑤ 合衆国憲法第1条第2節3項。
- ②⑥ *Cong. Globe*, 29 Cong., 2 Sess., p. 365; *ibid.*, App., p. 180.
- ②⑦ Morrison, *op. cit.*, p. 61.
- ②⑧ *Ibid.*, p. 69; Phillips, *Course of the South to Secession*, p. 126.
- ②⑨ 北部におけるニグロ排除、およびニグロへの市民的差別がどれだけ強いものであったかは次の著によく示されている。Leon F. Litwack, *North of Slavery, The Negro in the Free States, 1790—1860* (1961), pp. 64—97; do., “The Federal Government and the Free Negro, 1790—1860,” *Journal of Negro History*, XLIII, (1958), pp. 261—278.
- ③⑩ See D. G. Hill, “The Negro as a Political and Social Issue in the Oregon Territory,” *Journal of Negro History*, XXIII (1948), pp. 140—141.
- ③⑪ 同時代人の飽くなき西方領土拡大とその正当化の諸活動は次に扱われている。Norman A. Graebner (ed.), *Manifest Destiny* (1968), on Texas, pp. 41—80, on Oregon, pp. 83—131, on California and the Mexican War, pp. 135—198.
- ③⑫ Foner, “Wilmot Proviso Revisited,” p. 276.

（五）おわりに

メキシコ戦争の直接的結果は、奴隷制問題をもはや封じこめることができない地点にまでそれをもちこんだことにある。ウイilmott条項登場以前は、前述のごとく封じこめ可能の、或いは政治問題化回避の政策が危険性を内在しながらも成功していた。今や北部と南部は俄かにデッドロックに逢着した。北部は下院で多数派であった、そして北部議員は同条項の自由土地原理に従って、何度もそれを下院で通過させた。南部派議員たちは上院を掌握していた、そして彼らは同様に奴隷制の排除を阻止すべく上院での否決をくり返した。

各セクションの指導者たちは、それぞれその態度を硬化させつつあった。反奴隷制派は連邦議会がテリトリーから奴隷制を排除しうる合憲的権利を有する

と主張し、黒人への偏見を掩って、それが議会の道徳的義務でもあると主張した。彼らの主たる論拠は、合衆国憲法第4条（州と他州および連邦との関係）第3節第2項であった。「連邦議会は合衆国に直属するテリトリー、或いはその他の財産を処分し、これに関し必要なすべての規定および規則を制定する権を有する」。

奴隷制擁護派も同じ項を使用することができた。同項の後半には「何事といえども、合衆国或いは特定の一州の有する権利を損なうように解釈されてはならない」とうたわれていた。奴隷主がその財産（奴隷）を、いかなる地へも伴ないける権利が損なわれてよいはずがなかった。しかし南部人が最後に依拠したのは、始めは南部人内でも可成り不評であったカルフーン理論であった。後日、史家が「コモン・プロパティ・ドクトリン共有財産説」と呼称するに至った彼の論理は次のごとくである。即ちテリトリーの所有主は中央政府ではなく諸州の集合体であり、中央政府は共同所有主即ち諸州のエージェントとしてのみテリトリーを管理するのであって、エージェントは一方の所有主（奴隷州）を犠牲にして他の所有主（自由州）を利するような規制は作りえない。換言すれば、国会が或る州の法律の下で合法とされている財産をテリトリーに持ちこむのを禁ずるのは不可能なるのみならず違憲である、ことになる。

この相対立する両論は、その法的微妙さと憲法論争の洗練度において、極めて高度な政治的戦術であった。それらは奴隷制に関し、それが現存する州の奴隷制という実際的な問題を回避迂回して、現実には存在しなかった土地でのそれに関心を集中させることを企んだ一種の constitutional scholasticism を発揮している、と今日考える史家は多い。

しかし同時代人、少くともベントンは、これら2つのドクトリンを機能上も現実性があり、歴史的にも重要だと看取していた。即ち彼は言う、ウイルモット条項のドクトリンとカルフーンのドクトリンは鋏の両刃のごときものである。一枚の刃ではそれ自体非常にうまく切れない、しかし2つを一緒にするとユニオンの絆を断ち切るおそれがある、と。

①
勿論、この2枚の刃の持つ切断力を除去し、ドクトリンの両極化回避の努力と策が営まれた。その1つは、ポーク政権に集結した一群の政治家（後の居住

者主権説のチャンピオン、ダグラスを含む）の提唱した例のミズーリ協定ラインの延長案であった。ウイルモット条項登場以後の危機の期間に提出された多くの妥協案のうち、最も現実的で両セクションの協調派の支持をえられそうな、そして1820年以来有効に働いてきた時間の重みを持つ36度30分ラインの延長は、平和的調整の最大の可能性を提供するようにみえた。これを第3の選択肢と呼ぶことにする。

解決策としては最も現実的と思われるこの第3選択肢の推進者たちに、史家は驚くべきほどの無関心さを示してきた。ブキャナン（James Buchanan）の研究者たちでさえも、彼がミズーリ協定原理のチャンピオンとしての役を果たしたことをほとんど認識していない。

このように無視されたのは、新しいテリトリーを旧来のテリトリーの場合と同じく地理的ラインに沿って分割するとのこの提案は、極めて便宜的にみえ歴史家の興味をそそるべき思想的論拠がないと考えられたことにも一因がある。しかし哲学的欠陥を持っていたとしても、ミズーリ方式は明らかにメリットを有した。それには次の第4選択肢のようなあいまいさ、或いは多義性がない。それはどちらのセクションが有利、或いは不利かを明示し、双方が自己に都合のよい様々に意味のとれる字句の解釈を拒否しているからである。

しかし大きなデッドロックに遭遇し、妥協を必要とするような時点では、多義性、あいまいさは、むしろ要求される性質のものかも知れない。かくて後日、居住者主権説と呼ばれるに至る第4の選択肢が提案された。

次の大統領職を狙っていたミシガンのキャスの案がそれである。この提案は、あいまいな語句の持つすべての魅力を備えたドクトリンであった。次期大統領候補が自らの政策を公開する際に、当時一般的にとられていた有力支持者あての書簡の公開という慣例に従って、キャスは1847年12月、所謂「ニコルソン書簡」において、テリトリー問題に関する第4の選択肢を提言した。彼は次のような定式化を試みた、即ち国会がテリトリーにおける奴隷制を規制する（その合法、非合法を定める）権限を持つか否かの問題には決定的立場を示さず奴隷制は准州政府——どの段階でのそれかを明示していないのがメリットもあり、後日紛争の種子ともなるが——の決定に委ねらるべきである。テリト

リーの住民は州の市民と同じく自治の能力を有する。もし各州の市民が自らで奴隷制問題を解決することを許されるのが民主主義に合致するならば、同様にテリトリーの住民にもまた「自らのやり方で、その内的諸事象を規制する」ことを許すのが民主主義である。「合衆国憲法の中に〔奴隷制を規制する〕必須的権限を国会に与えている個所は見当たらない」し、国会がそのような規制を行なうのは「専制的で……疑わしく且つ不快な権威である」。

良案としてみる時、これは単に健全な政策であるのみならず合憲的義務でもあった。外見上、この立場は極めて単純で誘惑的である。誰にも異論のない地方自治の原理を喚起し、それが民主主義に一致すると主張する一方、国会の場から非常に厄介な問題を排除することを約束し、極度に分裂状態にのめりこみつつある民主党内のコンセンサスを得ることを可能にする。

しかし政略的観点からすれば、この居住者主権方式は基本的なあいまいさを深く隠していた。即ちそれはテリトリーの人民が、どの政治的進化の段階で奴隷制を規制する資格があるかを特定していなかった。そのことは次のような重大事を ambiguity の幕で掩うことを意味する。

もし人民が、いまだテリトリー段階において奴隷制を規制しうるならば「自由」州が存在するように「自由」テリトリーが存在しうる。しかし、もしテリトリーの人民が州昇格を求めて州憲法を作成した時点にのみ規制しうるなら、奴隷制は准州期間全体を通じて合法的ということになり、その効果はそのテリトリーを法的に奴隷制に開放したに等しくなる。

法律上の問題としては、合衆国憲法の中に国会は奴隷制を規制しうる権限を見出しえないとのステートメントは、暗々裡に国会自身が持っていない権限を、国会によってユニオン加盟の可否を決定さるべきいわば下位の准州議会が持ちうるか否かの疑問を提出している。しかしキャスは、この点についての態度も不分明のままにしている。

かくて彼の定式化した国会不介入説は、奴隷制問題についての判断を准州議会的手中に判然と渡した上での解決法というよりはむしろ、テリトリー問題を国会の場から排除する工夫であり、南北双方のセクショナリストに地方自治尊重の原理を前面に、テリトリーにおける多数派の判決をうけ入れるよう挑んだ

ものである。

③
ウイルモットとカルフーンの原理は鋏の両刃であった。ブキャナンとキャスの提案は、2枚の刃の持つ切断力を除去しようとの企てであった。1846年から1861年にかけて、セクションの両極化を鎮静させんとする諸勢力は一再ならず、これらミズーリ協定ライン或いは居住者主権説の旗の下に糾合した。しかしこれまた一再ならず自由土地原理、カルフーン原理の両極に回帰してユニオンを危うくした。かくて議論は多くのヴァリエーションを生み、多様な圧力と屈折を経験したが、闘争は常にこれら四選択肢のいずれか1つに依拠することがくり返されたのである。

ウイルモット条項は、かくて始めは意図されなかったユニオン分断力を持つことを示した。四選択肢のいずれが奴隷制、黒人、ユニオン統一の難問を解決しうるか。四定式の政略的、政治哲学的価値の吟味と、殊にデッドロックの深刻さと、それを一時的にせよ打開して大妥協（1850年）を成功させ、さらにはカンザス・ネブラスカ法（1854年）を誕生させた、換言すれば東の間の小春日和をもたらした居住者主権説原理の究明が、次稿以降での考究さるべき主要テーマの1つである。然して1860年ユニオン分裂の危機に際して戦わされた諸論法のすべてが、1847年12月までにすでに明白に存在するようになった契機がウイルモット条項の導入であり、同条項の史的意義がそこにある。

（註）

- ① Potter, *Impending Crisis*, pp. 61—62.
- ② Cass to Nicholson, December 24, 1847, in *Washington Union*, December 30, 1847, cited in *ibid.*, pp. 57—58.
- ③ キャスがこのドクトリンを定式化する以前における、この種の考え方の進化および多義性の指摘については次をみよ。Quaife, *op. cit.*, pp. 45—55, 59—77.